第５章

施策の体系と展開

第５章　施策の体系と展開

第１節　施策の体系

基本理念「住み慣れた地域でともに支え合い希望と生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるまち」に向けた取組を進めるにあたり、高齢者保健福祉に関する事業などを、３つの視点と７つの施策、及び認知症施策推進計画の施策に沿って展開していきます。

施策の展開にあたっては、地域の実情に即した取組を進めるものとし、地域包括ケアシステムの中長期的な深化を見据え、それぞれの視点に紐づく各施策を一体的に展開していくことが重要です。

視点１　誰もが安心して住み続けられる生活環境の整備
施策１　住まいの充実と暮らしやすい環境づくり 施策２　災害・感染症への備えの推進
視点２　高齢者がいきいきと生活できる地域づくり
施策３　健康づくりと介護予防活動の推進 施策４　地域の支え合いと社会参加の拡大
視点３　持続可能な支援体制の構築と制度運営
施策５　相談・見守り体制と支援機関のネットワークの充実 施策６　人材の確保・定着と生産性向上の推進 施策７　安定的な介護保険サービスの提供と質の向上
認知症施策推進計画
詳細は、第６章（82ページ以降）に掲載

高齢者が地域生活を継続するためには、本人の選択や家族を含めた心構えが重要であり、それを可能とする「住まい」などの生活環境が土台として必要になります。さらに、「介護予防」や「生活支援」が充実した地域における支え合いや、個々のニーズに応じた「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」などの専門的サービスの提供によって高齢者の自分らしい生活を支える仕組みが地域包括ケアシステムです。

札幌市では、これらの各要素の充実・強化に努めるとともに、要素間のつながりや連携を重視し、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。

地域包括ケアシステムと本計画の視点・施策の関係

認知症施策推進計画

（第６章82ページ以降に掲載）

専門的なサービス

視点３　持続可能な支援体制の構築と制度運営

- 施策５　相談・見守り体制と支援機関のネットワークの充実
- 施策６　人材の確保・定着と生産性向上の推進
- 施策７　安定的な介護保険サービスの提供と質の向上



地域包括ケアシステムの
構成要素　概念図

地域づくり

視点２　高齢者がいきいきと生活できる地域づくり

- 施策３　健康づくりと介護予防活動の推進
- 施策４　地域の支え合いと社会参加の拡大

生活、環境などの基盤

視点１　誰もが安心して住み続けられる生活環境の整備

- 施策１　住まいの充実と暮らしやすい環境づくり
- 施策２　災害・感染症への備えの推進

札幌市が目指す地域包括ケア、高齢者支援体制

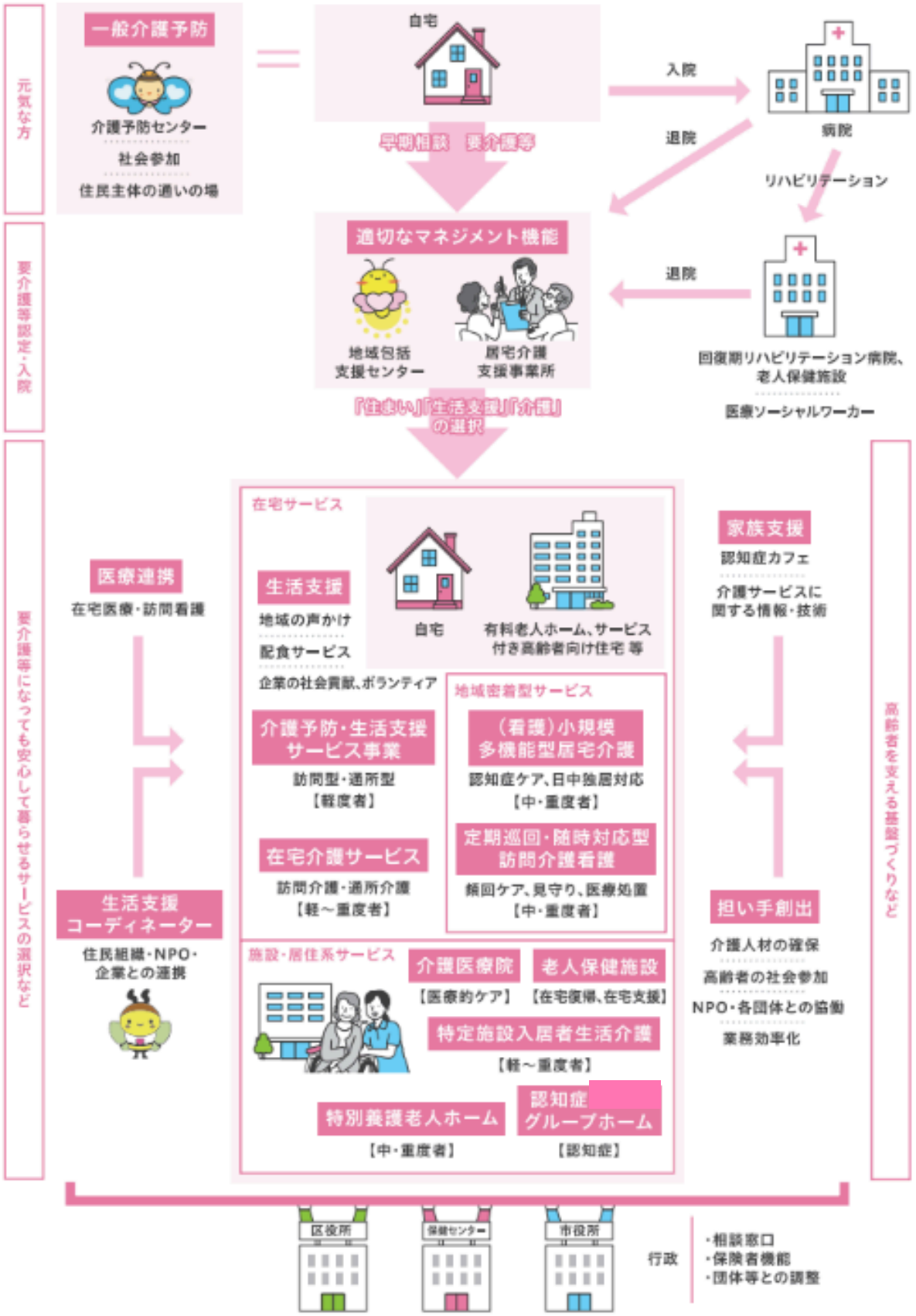

【ＳＤＧｓと本計画の関連】

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ]）」は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、令和12年（2030年）に向けた国際目標であり、広範な課題に国や事業者、自治体などのすべての主体が取り組むこととされています。

札幌市は、平成30年（2018年）６月にＳＤＧｓの達成に向けた優れた取組を提案する「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、総合的な実施計画の策定や各種取組に際して、ＳＤＧｓの趣旨や視点を反映させることとしています。



本計画においても、SDGｓのうち主に次の５つの目標に関連しながら、各施策の取組を進めていきます。



第２節　施策の展開

【視点１】　誰もが安心して住み続けられる生活環境の整備

《現状と課題》

- 今後、総人口が減少し、高齢者人口が増加していく中で、現地域に住み続けたいと考える高齢者は８割を超えています。令和22年（2040年）に向けて、引き続き増加していく多様なニーズに対応できる環境の整備が必要です。
- 災害時に避難が必要となった場合、要介護等認定者の約35%が避難先がないと回答しています。自力で避難が難しい方の支援体制を構築していくほか、市民・支援機関ともに日頃から災害や感染症への備えを強化する必要があります。

現地域での居住継続希望
（65歳以上）

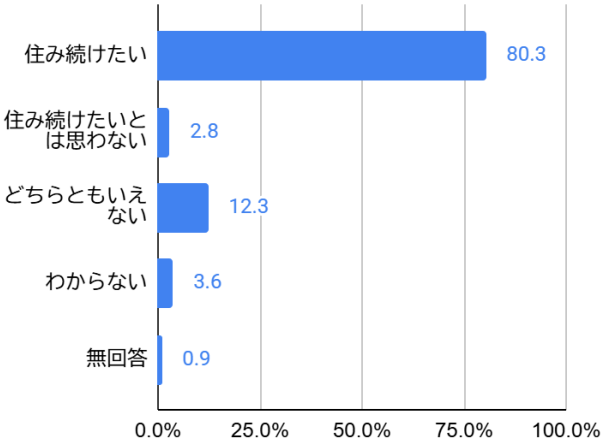

在宅生活に必要なこと
（65歳以上、複数回答）

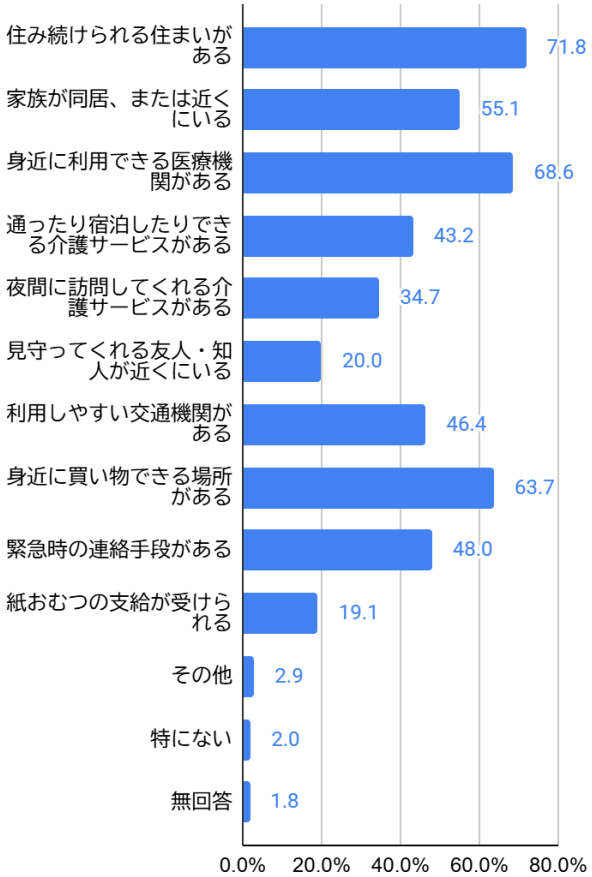

避難する場合の避難先
（要介護等認定者）

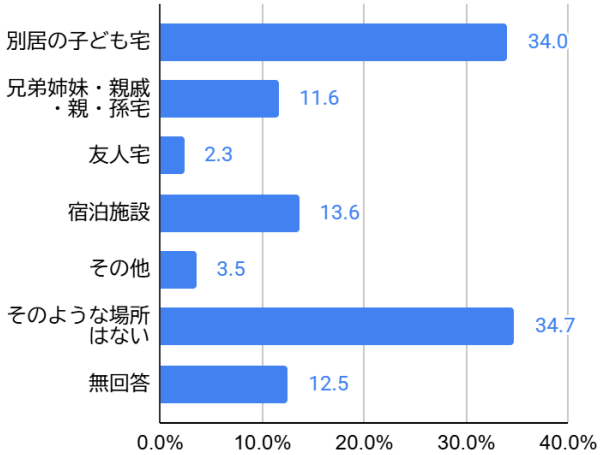

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」
「要介護（支援）認定者意向調査（令和７年度（2025年度））」

《これまでの主な取組》

- 特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護（特定施設）の整備などによる施設サービスの充実
- 高齢者が暮らしやすい地域や住環境とするため、各種バリアフリー化などの推進
- 大規模地震や大雨・洪水などの自然災害、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症発生時における支援体制の強化

《今後の取組の方向性》

- 施設サービスなど介護サービスの提供体制の整備を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境を整えます。
- 高齢者が暮らしやすい生活環境となるよう、各種バリアフリー化などを進めます。
- 自然災害や感染症発生時の対応について、平時から市民や支援機関それぞれが検討し、備えておく必要があります。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	令和７年度（2025年度）現状値	令和10年度（2028年度）目標値
安心して住み続けられる生活環境に関する意識を示す指標	住み慣れた地域で暮らし続けるための生活環境が整っていると思う高齢者の割合	53.6%	57.1%

※　次ページ以降に続く各施策の「主な取組」及び「その他関連する取組」を記載する表中において、取組名に続いて書かれている組織名称は、当該取組を所管する局及び課名であり、その局名略表記が示す正式名称は下記のとおりです。

政＝まちづくり政策局　市＝市民文化局　保＝保健福祉局　子＝子ども未来局
経＝経済観光局　環＝環境局　建＝建設局　都＝都市局
交＝交通局　消＝消防局　教＝教育委員会

施策１　住まいの充実と暮らしやすい環境づくり

高齢者とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、施設サービスなどの介護サービスや住まいの充実、各種バリアフリー化を進めます。

主な取組

特別養護老人ホームの整備　保）介護保険課

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は、原則、要介護３～要介護５の方のうち、日常生活に常時介護が必要かつ自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設で、令和８年度(2026年度)末現在、整備中のものを含め、市内に100か所(定員総数7,933人)あります。入所者個々のニーズへの対応と家族介護者の負担軽減を目指し、令和11年度(2029年度)までにさらに定員360人分の整備に着手します。

認知症グループホームの整備　保）介護保険課

認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護)は認知症の状態にある要支援２または要介護１～５の方が共同生活を営むための住居であり、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や、機能訓練などを行います。前計画において130人分(定員総数4,754人)を整備しており、令和11年度(2029年度)までにさらに定員198人分を整備します。

また、認知症グループホームの新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費や建物整備等の補助を行います。

新規開設の認知症グループホームに併設して整備される（看護）小規模多機能型居宅介護についても補助対象とします。

特定施設入居者生活介護（特定施設）の整備　保）介護保険課

特定施設(介護付きホーム)は、住宅型有料老人ホームに比べて設備や人員等が充実しており、要介護度が高い方も安心して生活できることから、特別養護老人ホームの補完的機能の役割を果たしています。また、特別養護老人ホームとは異なり、自立した方も将来を見込んで入所できるほか、看取りを行う施設も増えており「終の棲家」の選択肢となり得ます。

今後の高齢者人口のピークである令和27年(2045年)を見据え、引き続き介護付きホームの整備促進を図り、新規開設や建替えにあわせて新たに指定を受ける施設に対し、国・道による基金を活用して備品購入費等の補助を行います。

介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施　保）介護保険課

特別養護老人ホーム等の、新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費等の補助を行います。

住宅確保要配慮者居住支援事業の実施　都）住宅課

高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、入居から退去までをサポートする相談体制の充実を図ります。

要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保　保）介護保険課

災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な要介護度の重い高齢者等がケアを受けながら避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の新設等にあたって、要配慮者二次避難所（福祉避難所）として活用可能なスペースを併設するよう促します。

「札幌市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー整備　政）交通計画課

「札幌市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区における歩道、地下鉄駅やバスターミナルなどの旅客施設、公園、建築物などのバリアフリー整備の重点的かつ一体的な推進を図ります。

その他関連する取組

養護老人ホーム	保）介護保険課
軽費老人ホーム	保）介護保険課
生活支援ハウス	保）高齢福祉課
有料老人ホーム	保）介護保険課
サービス付き高齢者向け住宅	都）住宅課
安全・安心な市営住宅の整備	都）住宅課
ユニットケア研修の実施	保）介護保険課
公共施設バリアフリー化促進事業の実施	政）ユニバーサル推進室
歩道バリアフリー整備事業の実施	建）道路課
バスターミナル施設等バリアフリー化推進事業の実施	政）交通計画課
地下施設バリアフリー化推進事業の実施	政）交通計画課
民間公共的施設バリアフリー化推進のための財政的支援	保）障がい福祉課
地域と創る公園再整備事業の実施、 安全・安心な公園再整備事業の実施	建）みどりの推進課
公園トイレユニバーサルデザイン化事業の実施	建）みどりの推進課
公共的施設新設等における事前協議	保）障がい福祉課
バリアフリー施設に関する情報発信	保）障がい福祉課
優しさと思いやりのバリアフリーの推進	保）障がい福祉課
路面電車軌道運送高度化事業の実施	交）施設課
地域公共交通利用環境改善事業の実施	政）都市交通課
道路除雪の実施	建）雪対策室事業課
住宅改修費の支給	保）介護保険課
住宅改修支援事業の実施	保）介護保険課

施策２　災害・感染症への備えの推進

大規模地震や大雨・洪水などの災害、感染症の流行に日頃から備えるとともに、災害・感染症発生時における支援体制の強化を図ります。

主な取組

個別避難計画の作成の推進　保）地域福祉・生活支援課

要介護度が高い方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方(避難行動要支援者)のうち、災害の危険度の高いところに住んでいるなど、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を推進します。

避難確保計画の作成支援　危）危機管理課

浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の事業者を対象に、計画の作成を支援するための取組を進めます。

要配慮者二次避難所(福祉避難所)の確保
〈再掲 視点１-施策１〉　保）介護保険課

災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な要介護度の重い高齢者等がケアを受けながら避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の新設等にあたって、要配慮者二次避難所(福祉避難所)として活用可能なスペースを併設するよう促します。

災害時における支援の推進　保）地域福祉・生活支援課

災害時に自力や家族の力だけでは避難することが困難な高齢者や障がいのある方などに対する避難支援体制の構築について、地域が主体となって取り組めるよう、各区において地域団体の取組を支援するほか、申請団体に対しては避難行動要支援者名簿情報の提供を行います。

その他関連する取組

災害医療体制整備事業の実施	保）医療政策課
社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定の促進	保）介護保険課
災害ボランティア受入体制の整備	保）地域福祉・生活支援課
高齢者世帯自動消火装置普及促進事業の実施	消）予防課
高齢者安全対策の推進	消）予防課 救急課
感染症に強いまちづくりの推進	保）感染症総合対策課
高齢者新型コロナウイルス予防接種の実施	保）感染症総合対策課
高齢者インフルエンザ予防接種の実施	保）感染症総合対策課
高齢者帯状疱疹予防接種の実施	保）感染症総合対策課
高齢者肺炎球菌予防接種の実施	保）感染症総合対策課

【視点２】　高齢者がいきいきと生活できる地域づくり

《現状と課題》

- 介護が必要となった主な要因で最も多いのは、高齢による衰弱であり、介護が必要となる前の段階からの介護予防の取組のさらなる推進を図り、健康寿命の延伸に努めていく必要があります。
- 何らかの地域活動へ参加している高齢者は66.6%おり、令和４年からの３年間で3.1%増加しています。一方で、社会参加の機会が十分にないと思う高齢者が十分にあると思う高齢者を上回っていることから、引き続き社会参加の拡大や地域の支え合いの活動を進めていく必要があります。

介護が必要となった主な要因

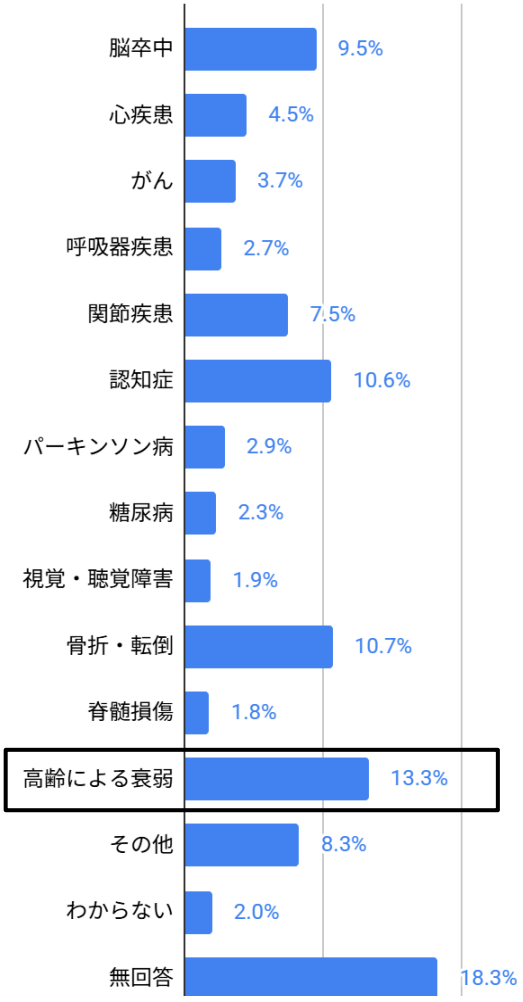

地域活動への参加
（65歳以上）

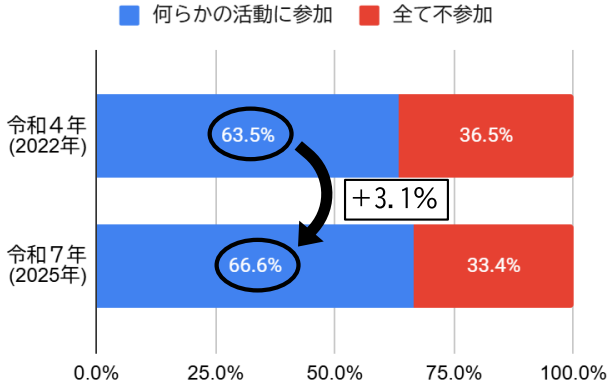

社会参加の機会があると思うか
（65歳以上）

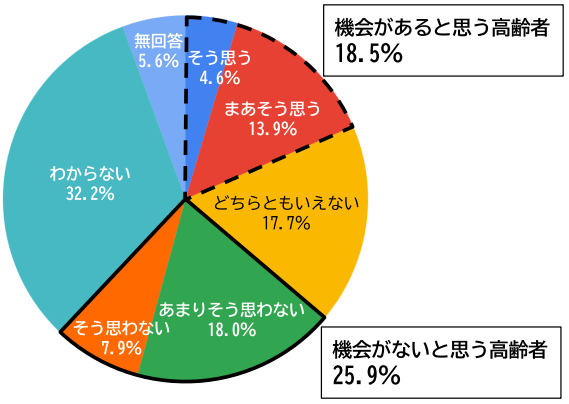

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」
「要介護（支援）認定者意向調査（令和７年度（2025年度））」

《これまでの主な取組》

- 介護予防教室の実施やフレイル予防・介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職と連携した効果的な介護予防活動の充実
- 高齢者の主体的な健康づくりの支援や、社会で役割を持って活躍できるよう、就労や生きがいづくりなどの社会参加ができる環境の整備
- 公的サービスのみならず、自助・互助視点での地域づくりの推進

《今後の取組の方向性》

- 高齢者の主体的な健康づくりの支援、介護が必要となる前の段階からの介護予防の取組の更なる推進を行います。
- 地域共生社会の実現に向けた、地域住民の支え合いによる福祉のまちづくりの推進と、心身の活性化や生きがいにつながる社会参加への意識醸成を行います。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	令和７年度（2025年度）現状値	令和10年度（2028年度）目標値
高齢者の健康維持・増進の意識を示す指標	介護予防のために健康維持・増進の意識をしている高齢者の割合	65.3%	68.2%
高齢者の主観的な健康状態を示す指標	健康を自覚する高齢者の割合	69.3%	71.8%
高齢者の地域活動や就労などの参加率を示す指標	何らかの地域活動や就労を行っている高齢者の割合	66.6%	69.7%

施策３　健康づくりと介護予防活動の推進

高齢者の健康寿命延伸に向け、主体的な健康づくりの支援を行います。また、いつまでも自分らしくいきいきと生活できるよう、介護が必要となる前の段階からの介護予防の取組のさらなる推進を行います。

主な取組

介護予防活動の充実　　保）介護保険課

市内53か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざまな相談に応じるとともに、介護予防教室の実施やフレイル予防・介護予防の普及啓発を積極的に行い、地域組織や関係機関等と連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継続に向けた支援を行い、高齢者の活動や活躍の場を創出します。また、住民主体の介護予防活動が継続的に実施されるよう、活動の中心となるリーダーの育成及び支援に取り組みます。

また、事業実施にあたっては、オーラルフレイルや低栄養状態、身体的フレイルのハイリスク者を抽出し、個別の支援につなぎます。

さらに、地域における介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者と従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行うなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を進めていくことにより、介護予防の効果を実感し、主体的に取り組む高齢者を増やします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施　【拡大・強化】　　保）ウェルネス推進課
介護保険課
保険企画課

国保データベース(KDB)システムや介護予防教室、通いの場等における質問紙調査・体力測定の結果等を活用し、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築し、ポピュレーションアプローチ(集団支援)を踏まえたハイリスクアプローチ(個別支援)を行います。

(該当事業)
【ポピュレーションアプローチ】
・介護予防活動の充実（視点２-施策３、視点３-施策５、認知症施策推進計画-施策３）
【ハイリスクアプローチ】
・オーラルフレイル及び低栄養予防の推進（視点２-施策３）
・身体的フレイル予防の推進
・適正服薬推進事業（視点２-施策３）

オーラルフレイル及び低栄養予防の推進　保）ウェルネス推進課

　地域の介護予防センターが実施する介護予防教室等や、自主的に運営される通いの場の参加者のうち、オーラルフレイルや、低栄養リスクのある者を対象として、歯科医師等の歯科専門職、管理栄養士による個別指導や、医療機関への受診勧奨を行います。
　また、在宅で生活する高齢者のうち、よりリスクの高い方を対象に、歯科専門職及び管理栄養士等が電話や個別訪問によるアセスメントを実施し、対象者が必要とする支援につなげていきます。

地域包括支援センターの運営　保）介護保険課

　市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。
　また、複雑化、多様化する高齢者の課題に対応するため、フレイル改善マネジャー及びオレンジコーディネーターの取組を推進するとともに、専門職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進　保）介護保険課

　要介護の原因となりやすい生活機能低下(フレイル)を予防するために、心身機能低下の予防や社会的つながりの維持を考慮した介護予防と生活支援を推進します。また、高齢者の多様なニーズに対応するため介護事業所によるサービスに加えて地域の支え合い等を推進します。

札幌健康アプリ「アルカサル」の運用　【新規】　保）高齢福祉課

　「歩く」「健康管理」「人と会う」といった身近な健康行動を見える化するスマートフォンアプリを活用して、市民の主体的な健康づくりの習慣化や社会参加の機会の創出を図ります。

老人クラブへの活動支援　保）高齢福祉課

　会員の教養の向上、健康の増進、社会参加やボランティア、地域との交流などに取り組む老人クラブの活動を支援します。
　また、各老人クラブ活動の充実を目的に、連絡調整や情報提供等を行っている札幌市老人クラブ連合会の活動を引き続き支援します。

ウェルネス推進事業の実施　保）ウェルネス推進課

　誰もが健康的に暮らし生涯活躍できるまちの実現に向けて、産学官連携により市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促す取組を実施し、健康寿命の延伸を図ります。

健康診査の実施　保）保険企画課

札幌市国民健康保険に加入の40歳から74歳までの方、および後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健康診査を実施します(後期健診は北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業)。国保特定健診については、健康状態不明層の縮減に重点を置いて取り組んでいきます。

地域ケア会議の推進　保）介護保険課

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、専門職のアドバイザーの派遣を通じて、多角的視点での検討を行うことにより、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を進めるとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

「フレイル」って何だろう？

「フレイル」とは、健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態を指します。身体、心や認知機能、社会とのつながりの変化など、さまざまな要素が影響し合ってフレイルに至ります。

早めに気が付き、適切な取組を行うことで、健康な状態に戻ることが期待できます。



●フレイル・ドミノに注意しましょう！



フレイル予防は、運動・栄養・社会参加の三位一体が大切です。

フレイルの入り口は人によって違うので、1つの入口からドミノ倒しのようにならないよう注意して予防により組むことが大切です。

（東京大学高齢社会総合研究機構　飯島勝矢「フレイル予防ハンドブック」より）

●札幌市の介護予防体操のご紹介

いつまでも生き生きと楽しく暮らし続けるためには、日々の運動習慣で健康な体を維持することが大切です。

「サッポロスマイル体操」は、誰もが簡単にできる介護予防を目的とした体操です。楽しく取り組めるよう、「サッポロスマイル」の曲にあわせた動きになっています。動画は、右に有りますQRコードからアクセスできますので、是非取り組んでみてください！！



サッポロスマイル体操

めざそう！いきいきスマイルシニア

（北海道リハビリテーション専門職協会監修）

※　サッポロスマイル体操には、バランス＆ストレッチ、脳トレ、筋トレ、口腔の４種類があります。

健康状態チェックしてみませんか？

●フレイル予防リーフレットのご紹介

高齢の方々がフレイル予防や相談先の情報を得られるよう、リーフレットを作成しています。リーフレットにはご自身でフレイルリスクを確認するためのチェックリストを掲載しています。



＼65歳を過ぎたあなたへ／

簡単！ 健康状態チェック

現在の健康状態はいかがですか？各項目でチェックがついた場合は、フレイルになるおそれがあります。
該当の部分を確認しましょう！

	ここに☑がついたら	
階段や手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	□いいえ	01 運動
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	□いいえ	
15分位続けて歩いていますか	□いいえ	
この1年間に転んだことがありますか	□はい	
転倒に対する不安は大きいですか	□はい	
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	□はい	02 栄養
BMI（　　）＝体重　　kg ÷ 身長　　m ÷ 身長　　m	□18.5未満	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	□はい	03 口腔
お茶や汁物等でむせることがありますか	□はい	
口の渇きが気になりますか	□はい	
バスや電車で1人で外出していますか	□いいえ	04 社会参加
日用品の買い物をしていますか	□いいえ	
預貯金の出し入れをしていますか	□いいえ	
友人の家を訪ねていますか	□いいえ	
家族や友人の相談にのっていますか	□いいえ	
週に1回以上は外出していますか	□いいえ	
昨年と比べて外出の回数が減っていますか	□はい	
周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか	□はい	05 認知機能
自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	□いいえ	
今日が何月何日かわからない時がありますか	□はい	
（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	□はい	06 こころの健康
（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しくなくなった	□はい	
（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	□はい	
（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	□はい	
（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	□はい	

介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1より一部改変

●フレイル改善マネジャーのご紹介

札幌市では、要支援認定者で介護（予防）サービスを利用されていない方などに、フレイル状態を確認するチェックリストを実施し、個々の状態に応じた指導を行うフレイル改善マネジャーを地域包括支援センターに配置しています。要支援認定を受けている方も、フレイル状態を改善する取組を早期に行うことによって、健康な状態に戻ることが期待できますので、継続してフレイル予防の取組を行うことが重要です。

その他関連する取組

国民健康保険加入者の生活習慣病重症化予防	保）保険企画課
介護サポートポイント事業の実施	保）高齢福祉課
すこやか食育支援事業の実施	保）ウェルネス推進課
高齢者口腔ケア推進のための研修会の実施	保）ウェルネス推進課
高齢者新型コロナウイルス予防接種の実施 〈再掲 視点１-施策２〉	保）感染症総合対策課
高齢者インフルエンザ予防接種の実施 〈再掲 視点１-施策２〉	保）感染症総合対策課
高齢者帯状疱疹予防接種の実施 〈再掲 視点１-施策２〉	保）感染症総合対策課
高齢者肺炎球菌予防接種の実施 〈再掲 視点１-施策２〉	保）感染症総合対策課
がん対策推進事業の実施	保）ウェルネス推進課
成人歯科健診の実施	保）ウェルネス推進課
後期高齢者歯科健診の実施	保）ウェルネス推進課
後期高齢者訪問歯科健診の実施	保）ウェルネス推進課
特定保健指導の実施	保）保険企画課
健康づくり事業の実施	保）ウェルネス推進課
健康づくりセンターにおける健康づくり事業の実施	保）ウェルネス推進課
高齢者のための食生活指針等の普及啓発	保）ウェルネス推進課
食生活改善推進員の養成講座の開催	保）ウェルネス推進課
適正服薬推進事業の実施	保）保険企画課
敬老優待乗車証の交付	保）高齢福祉課
老人福祉センターの運営	保）高齢福祉課

施策４　地域の支え合いと社会参加の拡大

住民同士が困りごとを支え合える体制を目指し、福祉のまちづくりの推進を行います。また、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、社会参加への意識醸成を行います。

主な取組

札幌健康アプリ「アルカサル」の運用　【新規】
〈再掲 視点２-施策３〉
保）高齢福祉課

「歩く」「健康管理」「人と会う」といった身近な健康行動を見える化するスマートフォンアプリを活用して、市民の主体的な健康づくりの習慣化や社会参加の機会の創出を図ります。

老人クラブへの活動支援
〈再掲 視点２-施策３〉
保）高齢福祉課

会員の教養の向上、健康の増進、社会参加やボランティア、地域との交流などに取り組む老人クラブの活動を支援します。
また、各老人クラブ活動の充実を目的に、連絡調整や情報提供等を行っている札幌市老人クラブ連合会の活動を引き続き支援します。

シニアワーキングさっぽろの開催
経）雇用労働課

高齢者採用に係る人事・採用担当者向けセミナー及び就業を希望する高齢者と企業のマッチングを図る体験付き仕事説明会を行うことで、企業の人材確保と高齢者の就業支援を図ります。

職業相談窓口の運営
経）雇用労働課

ハローワーク等との連携のもと、札幌市就業サポートセンター、あいワークにおいて、求職者への職業相談・紹介を行うほか、定年後も働くことを希望する高齢者を対象とした就職支援セミナーや、今後の人生設計について考えるライフプランセミナーなどを開催します。
また、事業者側から採用したい人材を選出するスカウト型マッチングを実現する「シニア人材バンク」（令和５年度(2023年度)開設)により、高齢者の雇用を促進します。

公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援
経）雇用労働課

高年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、高年齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターに対し支援を行います。

心のバリアフリー推進事業の実施　保）障がい福祉課

高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、「心のバリアフリー」のさらなる普及啓発に向け、企業・市民向けの研修を実施します。

福祉のまち推進センター活動の支援　保）地域福祉・生活支援課

福祉のまち推進センター活動について、情報提供や活動費の助成を通じて支援を行います。また、先駆的な取組や活動手法に関するマニュアルを作成・配布することにより、福祉のまち推進センターの活性化を図ります。また、地域で発生した課題の解決調整の役割を担う活動者を養成する取組を引き続き進めていきます。

福祉のまちづくり推進会議の開催　保）障がい福祉課

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者などから幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

生活支援体制整備事業の実施　保）介護保険課

高齢者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的に配置している生活支援コーディネーターが、地域のニーズに応じた社会資源の調整を行います。

また、サービスの提供主体や担い手の養成、社会資源の開発をＮＰＯ・民間企業等とともに推進するほか、こうした活動の成果を可視化し、地域住民や関係団体等に対し情報を発信し、引き続き、より効果的かつ効率的な事業の運営を検討していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進
〈再掲 視点２-施策３〉　保）介護保険課

要介護の原因となりやすい生活機能低下(フレイル)を予防するために、心身機能低下の予防や社会的つながりの維持を考慮した介護予防と生活支援を推進します。また、高齢者の多様なニーズに対応するため介護事業所によるサービスに加えて地域の支え合い等を推進します。

地域ケア会議の推進
〈再掲 視点２-施策３〉　保）介護保険課

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、専門職のアドバイザーの派遣を通じて、多角的視点での検討を行うことにより、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を進めるとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

札幌健康アプリ「アルカサル」

Sapporo Health App
札幌健康アプリ
“アルカサル”

■「アルカサル」とは？

　市民の健康寿命延伸を目的に令和８年４月から本格運用を開始した、40歳以上の札幌市民を対象とする無料の公式健康アプリです。

「歩く」「健康管理」「人と会う」といった日々の健康行動をアプリ上で「見える化」し、市民が無理なく健康づくりに取り組めるようサポートします。さらに、毎日の歩数や体重・血圧の記録、地域のイベントやボランティア活動への参加などによって、自然とポイントが貯まる仕組みとなっています。

アプリで貯めたポイントは、65歳以上の方（※条件あり）は電子マネー等への交換に、40歳から64歳の方はプレゼント抽選会への応募に利用することができます。「アルカサル」を使って、楽しみながら健康づくりに取り組んでみませんか？



■「アルカサル」４つの特徴

① 歩数がみえる	② 体の変化がわかる	③ 人と出会える	④ 特典がもらえる
いつもの歩数を **見える化**し、 無理なく健康増進！	毎日の記録管理で 体の変化が**わかる！**	イベントやボランティア 活動などを検索して **参加できる！**	貯めたポイントは **電子マネーへの交換や** **抽選に使える！** ※条件あり

■ポイントの利用方法

40歳から64歳までの札幌市民の方

ポイントを使って**プレゼント抽選会**に参加！

65歳以上の札幌市民で、敬老パスをお持ちでない方かつ福祉乗車証など所定の障がい者交通費助成を受けていない方

アプリで貯めたポイントは**電子マネー**へ交換可能！

■アプリに登録

札幌健康アプリ
ダウンロードはこちら

App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう

ダウンロード無料
・アプリ内での課金はありません
・通信費は自己負担です

その他関連する取組

ユニバーサル推進事業の実施	政）ユニバーサル推進室
市民・企業との協働による砂まき活動を推進	建）雪対策室計画課
福祉有償運送に係る運営協議会の運営	保）障がい福祉課
福祉用具の展示等	保）地域福祉・生活支援課
福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）	保）障がい福祉課
福祉教育への支援	保）地域福祉・生活支援課
介護サポートポイント事業の実施 〈再掲 視点２-施策３〉	保）高齢福祉課
おとしより憩の家の運営支援	保）高齢福祉課
老人休養ホームの運営	保）高齢福祉課
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣	保）高齢福祉課
敬老優待乗車証の交付 〈再掲 視点２-施策３〉	保）高齢福祉課
出前講座の実施	保）高齢福祉課 介護保険課
札幌シニア大学の開催	保）高齢福祉課
さっぽろ市民カレッジの開催	教）生涯学習推進課
区民講座の開催	市）区政課
図書館を基軸にした生涯学習支援	教）利用サービス課
市民活動サポートセンターの運営	市）市民自治推進課
市民活動促進施策の展開	市）市民自治推進課
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の実施	市）市民自治推進課
小学校併設地域交流施設整備事業の実施	市）区政課
みどりのボランティア活動促進事業の実施	建）みどりの管理課
世代間交流の支援	保）地域福祉・生活支援課

【視点３】　持続可能な支援体制の構築と制度運営

《現状と課題》

- 困りごとや不安の相談先が「特にない」「わからない」としている高齢者が一定数存在しているほか、介護に何らかの負担感を感じている家族介護者が半数近くに上っており、高齢者や家族介護者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、相談・見守り体制の充実・強化と、支援機関の連携強化に努めていく必要があります。
- 介護事業所の半数近くが人材不足を感じているほか、職員の年代別割合では40～50代が全体の53%を占め、令和22年（2040年）～令和32年（2050年）頃にこれらの世代が退職を迎えた際の人材不足が懸念されるため、介護人材の確保及び離職の防止に加え、ＩＣＴ[9]の活用による生産性の向上や、多様な働き方の推進などの職場環境の改善を支援し、職員の離職防止や確保に繋げる必要があります。

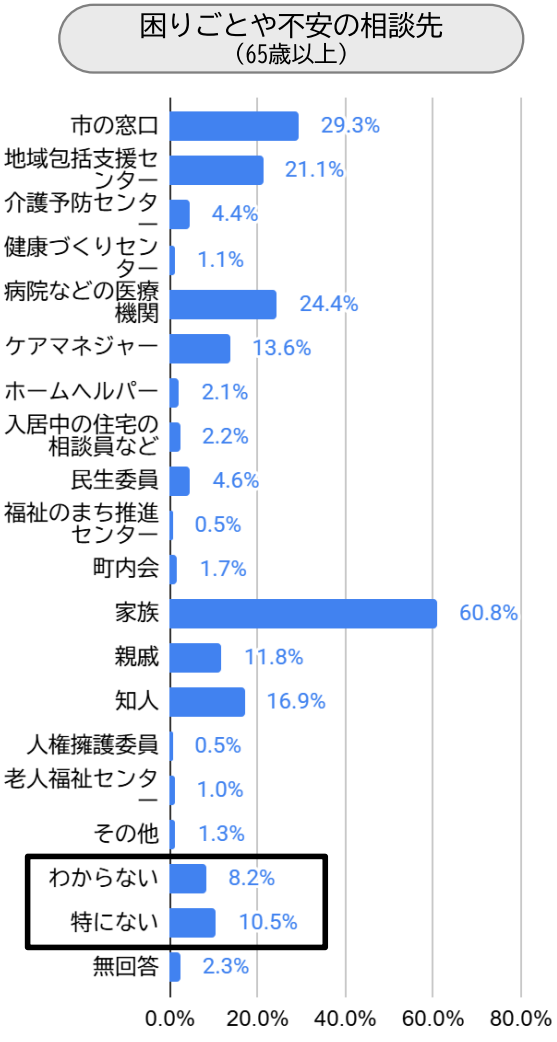

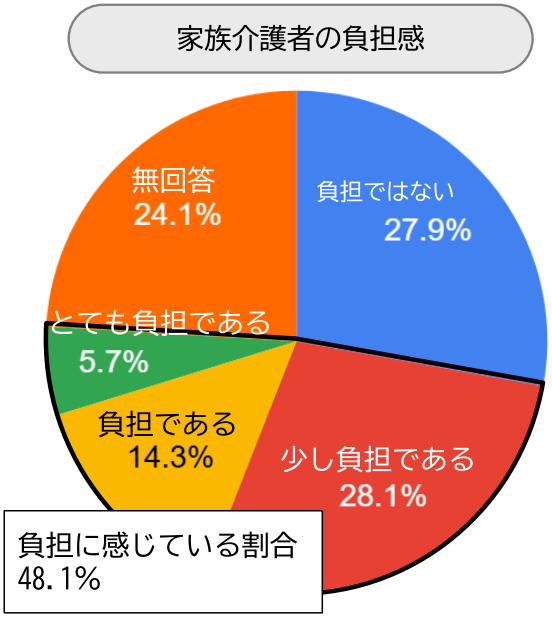

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」
「要介護（支援）認定者意向調査（令和７年度（2025年度））」

[9] インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。ＩＴ（インフォメーション・テクノロジー（Information Technology））もほぼ同義として用いられる。

介護事業所の職員の過不足に関する考え

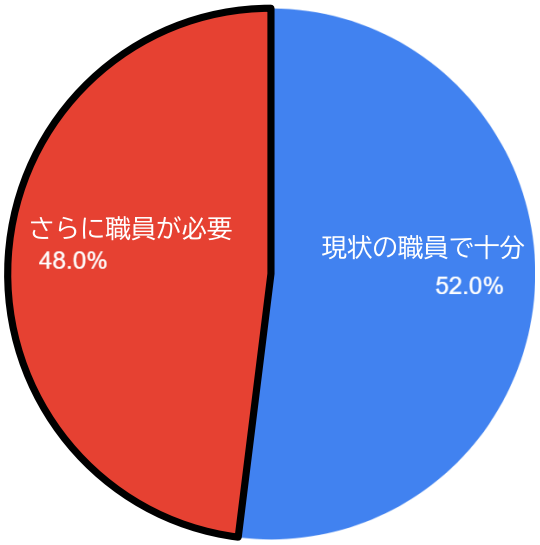

介護サービスを提供する職員の年代別割合

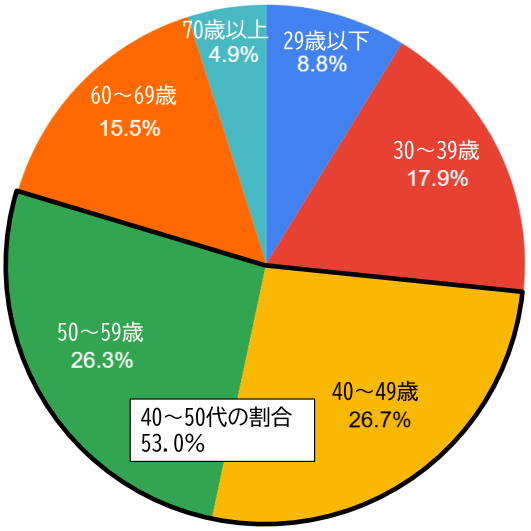

資料：札幌市保健福祉局「介護保険サービス提供事業者調査（令和７年度（2025年度））」

《これまでの主な取組》

- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制や、民間事業者および民生委員による見守り・安否確認を実施
- 介護現場における生産性向上（業務改善）支援のほか、介護事業者に対する人材確保・定着支援や、市民に向けた啓発などを実施
- 介護給付と医療給付の請求情報を突合し、重複請求などの不適切な請求について点検を実施

《今後の取組の方向性》

- 高齢者や家族介護者の地域における生活を支えるため、各種関係機関による相談や支援の実施、連携の充実に引き続き取り組みます。
- 医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の推進を図ります。
- 介護事業所におけるＩＣＴの普及・利活用の促進や新たな介護人材の確保・定着モデルの構築を推進し、持続可能なサービス提供体制の確保に取り組みます。
- 介護保険制度の根幹であるケアマネジメントや、各種介護保険サービスの質の向上に引き続き取り組むとともに、将来にわたり安定的な制度運営の継続を目指していきます。

《成果指標》

指標設定の考え方	指標	令和７年度（2025年度）現状値	令和10年度（2028年度）目標値
地域における相談体制の充実を示す指標	困りごとや不安の相談先がある高齢者の割合	81.3%	83.9%
医療との連携に対する介護支援専門員の意識を示す指標	医療との連携に対して困難や不安を感じていない介護支援専門員の割合	75.2%	77.6%
家族介護者の介護の負担感を示す指標	介護に負担を感じていない家族介護者の割合	27.9%	32.8%
介護人材の確保状況を示す指標	必要な職員数を確保できている事業者の割合	52.0%	現状維持
保険給付の適正化を示す指標	縦覧点検・医療突合を行った件数のうち、「正当（誤りがなかった）」と判定された件数の割合	82.5%	85.0%

施策５　相談・見守り体制と支援機関のネットワークの充実

地域包括支援センターなどによる各種相談・支援、民生委員や事業者などによる見守り体制の充実に取り組みます。

また、医療と介護を含む各支援機関の連携を進め、高齢者や家族介護者を地域社会全体で支えていきます。

主な取組

地域包括支援センターの運営
〈再掲 視点２-施策３〉
保）介護保険課

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、複雑化、多様化する高齢者の課題に対応するため、フレイル改善マネジャー及びオレンジコーディネーターの取組を推進するとともに、安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を目指します。

民間事業者等との見守り連携協定の締結
保）地域福祉・生活支援課

異変のある、または、何らかの支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援を行うため、民間事業者等との見守り連携協定の締結を推進します。

民生委員によるひとり暮らし高齢者等巡回相談の実施
保）高齢福祉課

民生委員が見守り・安否確認のための訪問を行うことにより、ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援します。

地域ケア会議の推進
〈再掲 視点２-施策３・施策４〉
保）介護保険課

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、専門職のアドバイザーの派遣を通じて、多角的視点での検討を行うことにより、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を進めるとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

区役所における総合的・横断的な相談支援体制の強化　保）総務課

複合的な福祉課題等を抱える世帯に対する組織横断的な相談支援体制について、10区で事例を積み上げながら充実を図るとともに、支援を必要とする市民を把握し、適切なサービスにつなげていくため、地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関との連携を推進します。

ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化　保）総務課

ひきこもりや8050問題をはじめ、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の支援機関が集まるネットワーク会議を開催し、活動紹介や事例検討を行うなど、支援機関同士の連携の取組を進めていきます。

介護予防活動の充実
〈再掲 視点２-施策３〉　保）介護保険課

市内53か所の介護予防センターが、介護予防をはじめとした高齢者のさまざまな相談に応じるとともに、介護予防教室の実施やフレイル予防・介護予防の普及啓発を積極的に行い、地域組織や関係機関等と連携しながら、介護予防に資する通いの場の立ち上げ、継続に向けた支援を行い、高齢者の活動や活躍の場を創出します。また、住民主体の介護予防活動が継続的に実施されるよう、活動の中心となるリーダーの育成及び支援に取り組みます。

また、事業実施にあたっては、オーラルフレイルや低栄養状態、身体的フレイルのハイリスク者を抽出し、個別の支援につなぎます。

さらに、地域における介護予防活動に取り組む高齢者または関心のある高齢者と従事者に対し、リハビリテーション専門職等が技術支援及び指導を行うなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に関する取組を進めていくことにより、介護予防の効果を実感し、主体的に取り組む高齢者を増やします。

在宅医療・介護連携推進事業の実施　保）介護保険課

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医師会等の関係機関と連携しながら、多職種協働による研修や協議の場等を設け、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

さっぽろ医療計画推進事業の実施　保）医療政策課

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中でも、安心して暮らせる医療提供体制を確保するために、さっぽろ医療計画2024の推進・進捗管理を行い、また、医療に関する情報発信を行います。

地域共生医療推進事業の実施　【拡大・強化】　保）医療政策課

高齢者増による在宅医療需要の増加が見込まれる中、誰もが住み慣れた地域で「もれ」「きれめ」なく安心して療養できる在宅医療体制を整備するため、急変時や看取り等に24時間対応可能な診療体制の整備や在宅医療人材の育成、看護や介護、リハビリ等の多職種連携体制の強化等を行います。

認知症コールセンターの運営　保）介護保険課

介護支援専門員や認知症介護従事者等の専門職が、専用電話により認知症に関するさまざまな相談対応や情報提供などを行うとともに、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。また、認知症の相談窓口であることを広く周知していきます。

認知症サポーター養成講座の実施　保）介護保険課

認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成します。

認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク　【拡大・強化】　保）介護保険課

認知症高齢者等が行方不明となった場合、警察と連携しながら、地下鉄などの公共交通機関や、タクシー会社、ラジオ放送局、郵便局などの協力を得て早期発見に努めます。また、捜索協力アプリによるデジタル技術を活用し、市民が日常の中で無理なく捜索協力できる仕組みを構築し、安全に外出できるまちづくりを進めます。

かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施　保）介護保険課

認知症サポート医を講師として、地域の医師を対象に、認知症の診断技術や相談支援に関する研修を実施することにより、かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、認知症の方やその家族の相談に対応し、必要に応じて専門医を紹介できる体制を目指します。

認知症サポート医・かかりつけ医フォローアップ研修の実施　保）介護保険課

認知症サポート医やかかりつけ医に加え、行政職員や地域包括支援センター職員等が参加する研修会を実施することにより、認知症支援に係る多職種のネットワークの構築を図ります。

認知症支援事業推進委員会の開催　保）介護保険課

認知症専門医をはじめとする医療・介護の関係者や家族会などで構成する認知症支援事業推進委員会の開催等を通して、多職種のネットワークによる認知症施策の推進を図ります。

その他関連する取組

70歳以上名簿の整備	保）高齢福祉課
民生委員への研修の実施	保）地域福祉・生活支援課
あんしんコール事業の実施	保）高齢福祉課
配食サービスの実施	保）介護保険課
高齢者等紙おむつサービス事業の実施	保）介護保険課
訪問理美容サービスの実施	保）高齢福祉課
生活支援型ショートステイの実施	保）高齢福祉課
福祉除雪の実施	保）地域福祉・生活支援課
要介護者等ごみ排出支援事業の実施(さわやか収集)	環）業務課
有償ボランティアの派遣	保）地域福祉・生活支援課
ゲートキーパー等の人材養成の推進	保）精神保健福祉センター
高齢者虐待防止の取組	保）介護保険課
消費者被害防止ネットワーク事業の実施	市）消費生活課
住宅確保要配慮者居住支援事業の実施　〈再掲 視点１-施策１〉	都）住宅課
心のバリアフリー推進事業の実施　〈再掲 視点２-施策４〉	保）障がい福祉課
ひきこもり地域支援センター及び集団型支援拠点よりどころの運営	保）精神保健福祉センター
精神保健福祉センターにおける相談支援の実施	保）精神保健福祉センター
ヤングケアラー支援推進事業の実施	子）子どものくらし・若者支援担当課

人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなるといわれています。自ら希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い共有することが重要です。もしもの時のために自分自身が望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、共有することを国は「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼び、この取組の浸透を進めています。

（詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html

施策６　人材の確保・定着と生産性向上の推進

持続可能なサービス提供体制を維持するため、担い手である介護職員や専門職、ボランティアの確保と、ＡＩ・ＩＣＴによる介護現場の負担軽減や業務効率化の推進を図ります。

主な取組

介護人材確保・定着モデル事業構築　【新規】　保）介護保険課

新たな介護人材確保支援事業に向けて、モデル事業の構築・検証を実施します。

専門家による介護事業所への伴走支援を通じて現場の課題を抽出し、業務の切り分け・見える化を行うなど、効果的な業務体制の改善を支援します。取り組みを通じて、短時間労働を含めた多様な働き方を可能にし、アクティブシニアや潜在介護士など幅広い層の就労を促進します。

本事業を通じて、モデル事業所における課題解決のプロセスや効果検証のデータを整理・体系化します。蓄積された実践的なノウハウをもとに、市内の介護事業所へ広く横展開を行うことができる、汎用性の高いモデルの構築を目指します。

介護現場の生産性向上(業務改善)支援　保）介護保険課

介護現場における生産性向上(業務改善)を図るため、介護ロボット・ＡＩ・ＩＣＴ導入から利活用までを包括的に支援します。具体的には、初めの一歩を後押しする初心者向けセミナーを行うほか、各事業所のステップに応じた専門家によるオンライン相談、および伴走支援を実施します。

こうした支援による成功事例を市内で広く共有することで普及を加速させ、介護職員の負担軽減と利用者サービスの質向上を図るとともに、仕事の魅力向上による新たな人材確保と定着促進につなげます。

文書負担の軽減　保）介護保険課

介護現場の業務効率化の１つとして文書に係る負担軽減が求められており、簡素化・標準化・ＩＣＴ等の活用の３つを観点として検討を進めます。国が目指すウェブ入力や電子申請などの実現を目指します。

介護認定審査会の簡略化等による業務効率化推進　保）介護保険課

増え続ける要介護認定業務への対応として、状態安定など一定要件に該当する場合に審査判定のプロセスを簡略化する、介護認定審査会における審査の簡素化対象の拡大と、更新申請の認定有効期間の上限48か月への対応等による要介護認定業務の効率化に努め、申請から認定決定までの期間の短縮を図ります。

若年層に対する介護のイメージアップ啓発　保）介護保険課

　将来における介護職志望者の増加を促していくため、小中学生・高校生等の若年層向け啓発冊子を全員に配布することや、介護職の方を講師とした出張講座等を行い、やりがいや魅力を知ってもらうことで、介護のイメージアップにつながる活動を展開していきます。

公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援
〈再掲 視点２-施策４〉　経）雇用労働課

　高年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、高年齢者の能力を活かした活力ある社会づくりに寄与することを目的とするシルバー人材センターに対し支援を行います。

介護職員処遇改善加算の取得等支援　保）介護保険課

　介護職員の賃金改善に資する「介護職員処遇改善加算」の取得・増額に取り組む事業所や職場の人事労務体制改善を支援するため、専門家による訪問相談を実施します。

働きやすい職場づくり・職員の資質向上への支援
（介護人材定着化研修事業）　保）介護保険課

　介護サービス事業所等に従事する幅広い立場の介護職員等が安心して働ける環境整備として、業務に関する知識（ハラスメント対策を含む）を習得し、労働環境向上につなげるための研修、上司・部下との円滑なコミュニケーションの取り方や世代間の意識ギャップ、雇用管理などにスポットを当てた研修を実施し、離職防止を図ります。

人材確保・職員採用力向上への支援　保）介護保険課

　介護事業者が必要とする人材を適切に確保できるよう、外国人介護人材、介護助手の受入や職員採用力を向上させるための手法を学ぶ事業者向けセミナー等を実施するとともに、介護の仕事に興味がある方（求職者）に対する情報発信を実施します。

その他関連する取組

生活支援体制整備事業の実施　〈再掲 視点２-施策４〉	保）介護保険課
人材養成機関への協力	保）総務課
市民向け福祉講座の開催	保）地域福祉・生活支援課
ボランティア活動への支援	保）地域福祉・生活支援課
ボランティア登録・需給調整の実施	保）地域福祉・生活支援課
札幌市ボランティア連絡協議会への支援	保）地域福祉・生活支援課
社会福祉協力校への活動支援	保）地域福祉・生活支援課
企業の社会貢献活動の促進	保）地域福祉・生活支援課
在宅福祉活動団体連絡会への支援	保）地域福祉・生活支援課
ボランティア体験の推進	保）地域福祉・生活支援課
ボランティア活動保険等の加入促進	保）地域福祉・生活支援課
新製品・新技術開発支援事業の実施	経）産業振興課
中小企業金融対策資金貸付事業の実施	経）商業・経営支援課

施策７　安定的な介護保険サービスの提供と質の向上

介護保険サービスを安定的に提供し、質の向上を図るため、介護給付費の適正化や保険料の適切な賦課・徴収に努め、介護サービス事業者に対し適切な指導や助言を行うとともに、事業者情報などの公表を行います。

主な取組

縦覧点検・医療情報との突合　保）介護保険課

介護報酬請求の審査で、複数月にわたる請求明細書や、同一月内における複数の請求明細書を確認するなどして、不適切な請求がないかを点検します。

また、介護給付と医療給付の請求情報を突合し、入院期間と介護サービス受給期間が重複するなどの不適切な請求についても点検します。

併せて、事業所に対し過誤申立て事例を周知し、誤った請求を減らすよう努めます。

ケアプラン点検の実施　保）介護保険課

利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの点検を実施しています。不適切なケアプランがあった場合には、その是正について指導するとともに、それに基づく介護報酬については返還を求めます。

高額介護サービス費等の申請勧奨と支給　保）介護保険課

介護サービス等の１か月間の利用者負担額が、それぞれの所得に応じた上限額を超えた場合は、超えた部分に相当する額を申請により高額介護サービス費(介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した場合は高額介護予防サービス費相当事業費)として支給しています。また、同一世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

なお、支給対象者であっても申請を行っておらず、結果として支給を受けられない事例が一部に見られることから、支給申請の漏れを防ぐため、制度の周知に努めるとともに、支給対象者への申請勧奨を行うなどの取組を強化します。

介護サービス事業者への指導及び指導事項等の周知　保）介護保険課

運営指導や集団指導、監査を通じて適切なサービス提供が行われるよう指導します。

また、介護サービス事業者の理解不足等による不適切な事業運営を未然に防ぐため、運営指導等において指摘した事項について、集団指導等で周知し注意喚起を図ります。

事業者情報の公表の促進	保）介護保険課
介護サービス事業者に対して、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所または施設の運営状況に関する情報を公表させることで、利用者が適切なサービスを選択しやすい環境づくりに努めます。	

その他関連する取組

介護保険料水準の適切な設定	保）介護保険課
安定的な介護保険財政の運営	保）介護保険課
保険料のきめ細かい段階設定と減免制度の実施	保）介護保険課
低所得者の第１号保険料の軽減	保）介護保険課
保険料の適切な賦課	保）介護保険課
保険料の確実な徴収	保）介護保険課
要介護等認定の適正化	保）介護保険課
要介護等認定における透明性の確保	保）介護保険課
住宅改修等の点検	保）介護保険課
高額医療合算介護サービス費等の制度の周知と支給	保）介護保険課
特定入所者介護サービス費の支給	保）介護保険課
社会福祉法人利用者負担額減額の実施	保）介護保険課
業務管理体制に関する監督	保）介護保険課
住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に対する助言・指導	保）介護保険課
認知症グループホームの外部評価結果の公表の促進	保）介護保険課
高齢者施策や介護保険制度の効果的な情報提供	保）介護保険課
介護保険制度改正時の適切な周知	保）介護保険課
出前講座の実施　〈再掲 視点２-施策４〉	保）高齢福祉課 介護保険課

第６章

認知症施策推進計画

第６章　認知症施策推進計画

第１節　札幌市認知症施策推進計画の策定にあたって

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）及び国の認知症施策の計画である「認知症施策推進基本計画」に基づき、札幌市認知症施策推進計画を策定し、札幌市の実情に即した認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

札幌市の目指す認知症の方と共に推進する地域づくりのイメージ



国の認知症施策推進基本計画の概要

方向性	認知症の方の声を尊重し、「新しい認知症観[10]」に基づき施策を推進する
主な基本的施策	➢ 国民の理解の増進 ➢ 認知症の方の生活におけるバリアフリー化の推進 ➢ 認知症の方の社会参加の機会の確保 ➢ 認知症の方の意思決定の支援及び権利利益の保護 ➢ 保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ➢ 相談体制の整備 ➢ 認知症の予防 ➢ 多様な主体の連携
重点目標	➢ 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している ➢ 認知症の方の生活においてその意思等が尊重されている ➢ 認知症の方や家族等が地域で安心して暮らすことができる ➢ 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる
推進体制	➢ 施策は認知症の方の声を起点とし、認知症の方の視点に立って、認知症の方や家族等と共に推進 ➢ 地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施

[10] ①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望をもって自分らしく暮らすことができる。

第２節　認知症高齢者を取り巻く現状

◆市民の12人に１人がＭＣＩ及び認知症高齢者

令和８年（2026年）４月１日現在、札幌市のＭＣＩ[11]及び認知症高齢者は161,038人と推計[12]され、市民のおよそ12人に１人が認知症という状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加しており、令和22年（2040年）には、市民のおよそ９人に１人がＭＣＩ及び認知症高齢者という状況が見込まれています。

ＭＣＩ及び認知症高齢者数、総人口に占める割合の将来見通し

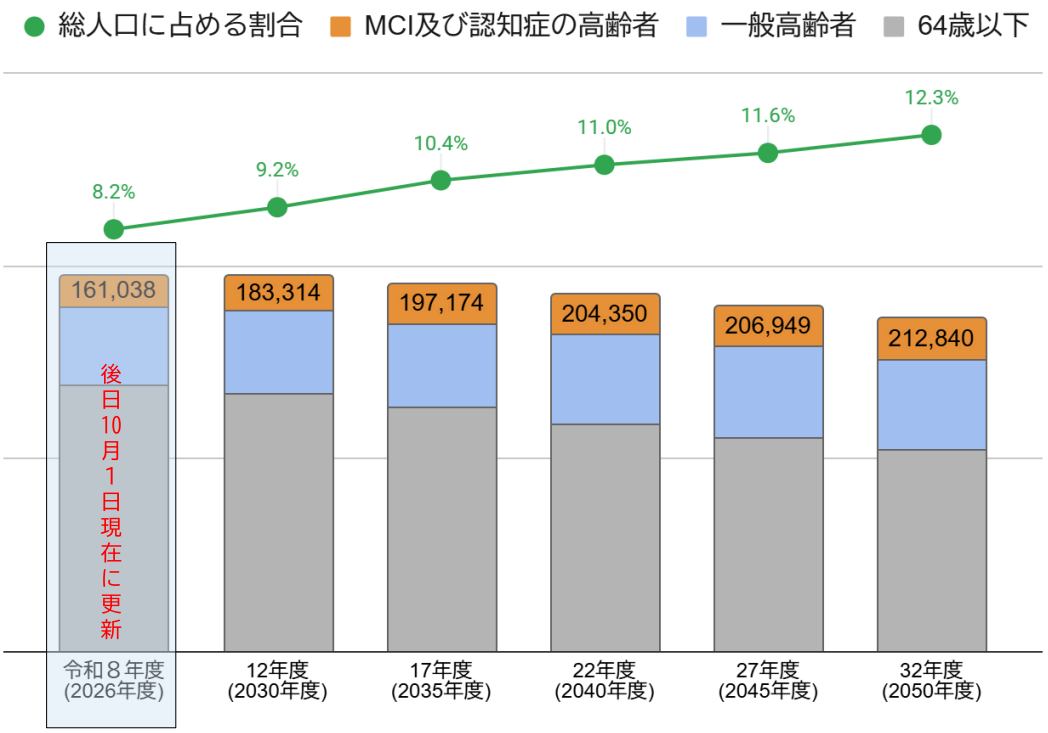

資料：札幌市保健福祉局（令和８年（2026年）４月１日現在）

[11] 記憶障がいなどの軽度の認知機能の障がいが認められるが、日常生活にはあまり支障を来さない程度であるため、認知症とは診断されない状態。

[12] 厚生労働省令和５（2023）年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」（研究代表者：二宮利治）に基づく推計。

◆約８割の高齢者が何らかの認知症予防に取り組んでいる

認知症予防のために取り組んでいることについては、「特にない」が18.8%に留まり、75.1%の方が「運動を心がける」、「栄養のバランスに気をつける」、「口腔の手入れ」など何かしらの認知症予防に取り組んでおり、認知症予防に関心の高い市民が多くいることがわかります。

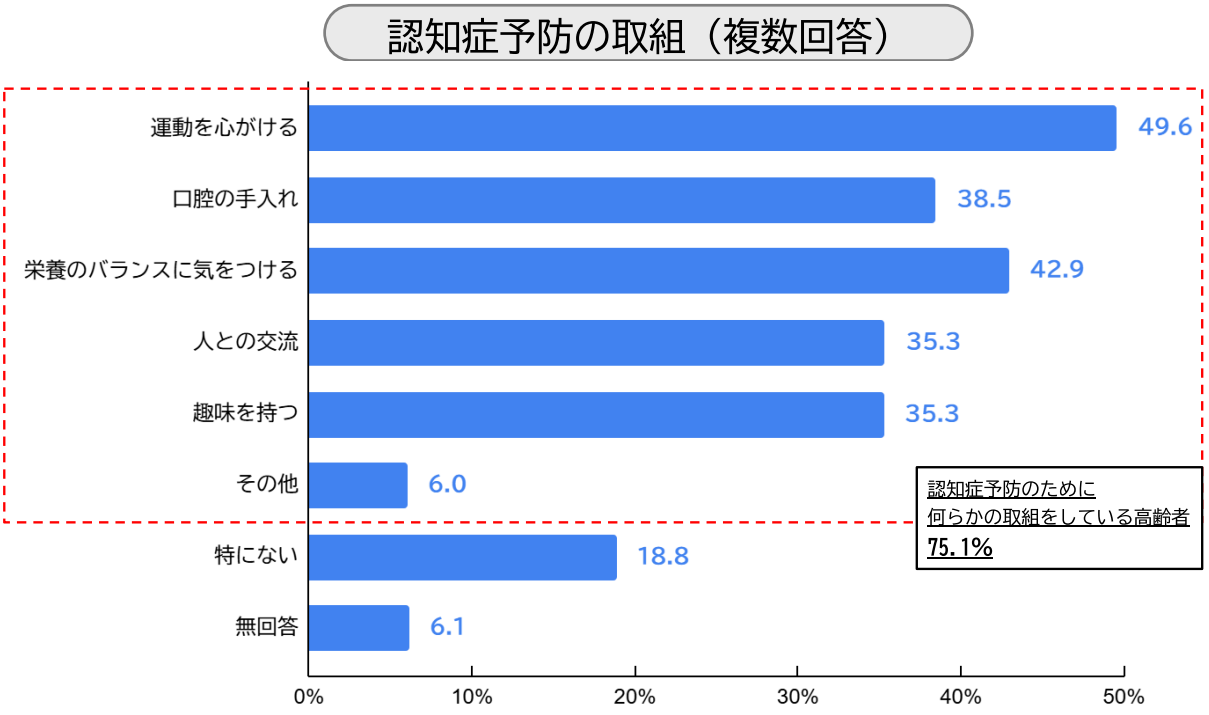

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査」（令和７年度（2025年度））

◆地域の見守りで道に迷っている認知症の方を早期に発見

認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク[13]による捜索件数は、過去５年の平均は約270件です。

認知症高齢者等ＳＯＳネットワークの稼働件数

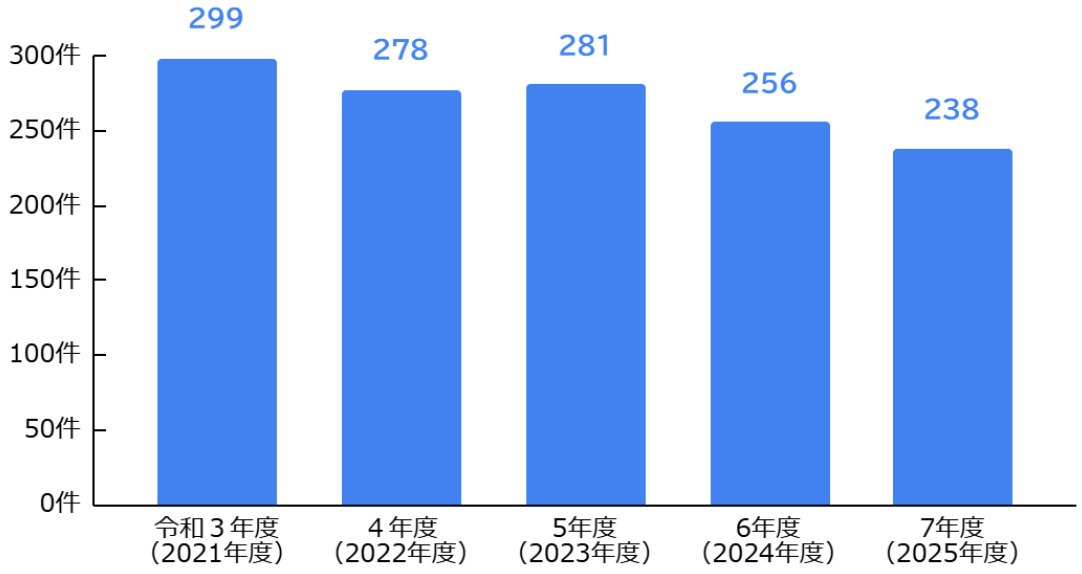

また、発見者の内訳は「警察官」が約２割、「一般人・施設職員等」が増加傾向で約５割と、地域の目が早期発見につなげるための重要な役割を担っていることがわかります。

認知症高齢者等ＳＯＳネットワークの発見者の状況

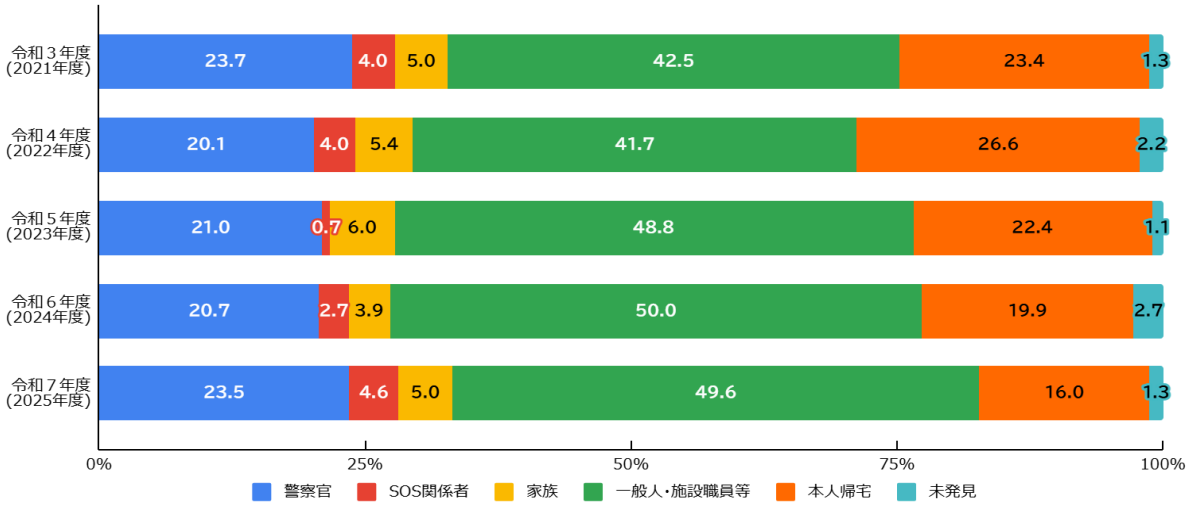

※　ＳＯＳ関係者とは
消防局、各消防署、ラジオ放送局、タクシー・地下鉄等の公共交通機関、市内の集配郵便局などの捜索協力関係機関のこと

資料：札幌市保健福祉局

[13] 一人歩きにより行方不明となった認知症高齢者等を、北海道警察が主体となり関係機関と連携し速やかに発見・保護し、その後各種相談や必要な保健福祉サービスの情報提供を行い、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう支援するもの

◆認知症サポーターは年々増加

令和７年度（2025年度）未までに累計15万人を超える方が、認知症サポーター養成講座を受講しており、認知症について正しい知識を持つ市民が着実に増えています。

近年は、小中学校などの教育機関や企業での受講者も増えており、地域全体で認知症の方を支える機運が高まっています。

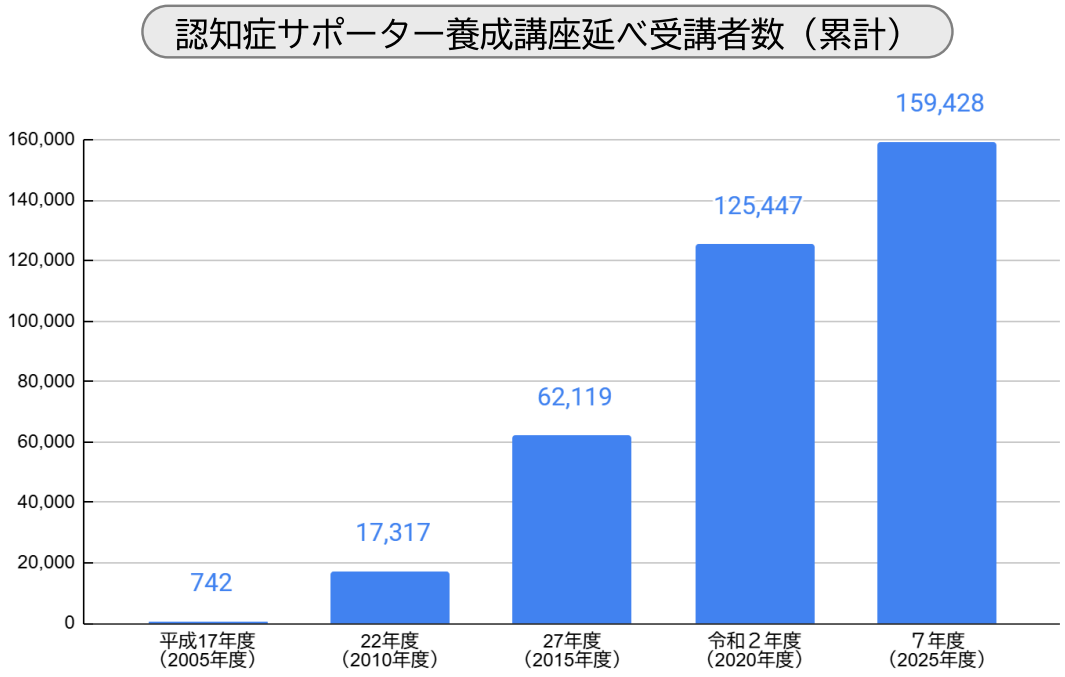

資料：札幌市保健福祉局

◆高齢者虐待の被虐待者には認知症高齢者が多い

令和７年度（2025年度）における高齢者虐待の被虐待者のうち、要介護等認定者が94.4%、そのうち認知症高齢者が89.2%を占めています。認知症のさまざまな症状は介護負担が大きいため、介護者も含めた支援が必要です。

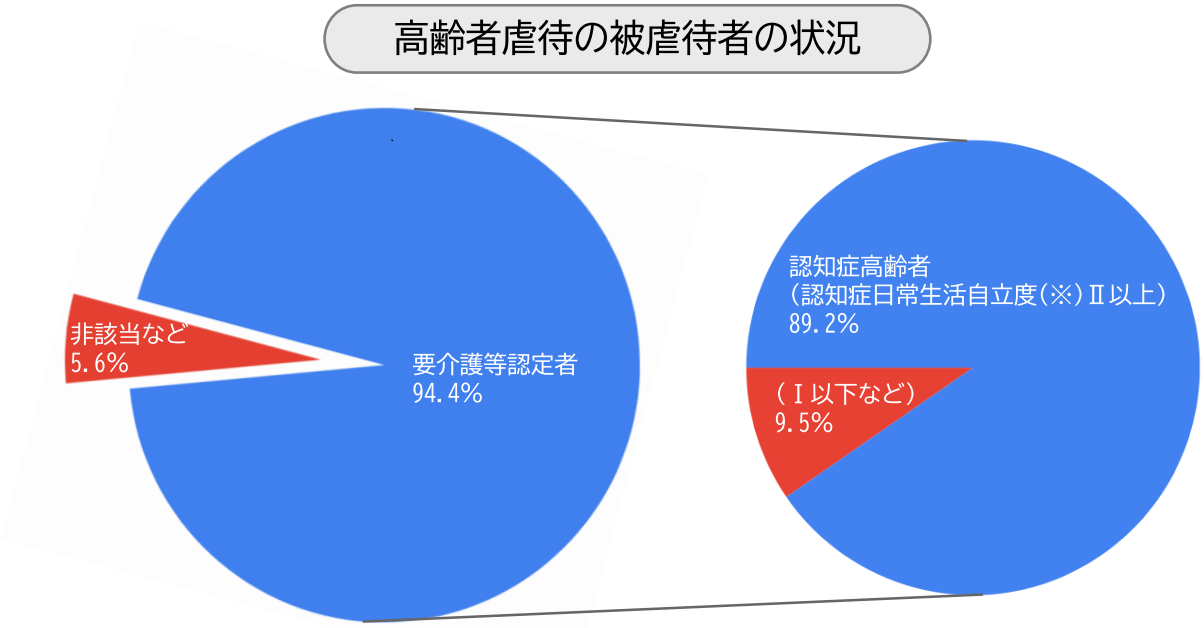

※　令和７年度虐待認定者数89人の内訳
※　要介護等認定を受けている方のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の方が認知症高齢者とされる。

資料：札幌市保健福祉局

今後の課題について

- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、認知症と共に希望と生きがいを持って暮らし続けられるよう、普及啓発や多様な社会参加への機会を支える仕組みづくりを推進する必要があります。また、初期段階からの早期対応や、本人や家族への相談・支援体制の強化等を推進する必要があります。

第３節　施策の体系

札幌市高齢者支援計画2027の基本理念「住み慣れた地域でともに支え合い希望と生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるまち」に向けた取組を進めるにあたり、認知症に関する事業を４つの施策に沿って展開していきます。

認知症施策推進計画

施策１　認知症に関する市民理解の促進
施策２　認知症の方の生活におけるバリアフリー化の促進と社会参加の機会の確保
施策３　認知症の方と家族等への相談体制の整備
施策４　保健医療福祉サービスの提供体制の整備

本計画についても、地域包括ケアシステムの概念図に沿って施策を展開していきます。認知症の方の生活を支える生活・環境などの土台を整え、本人が自分らしく暮らし続けられる地域づくり、それぞれの状態に応じた専門的な相談及び支援体制を整えます。

地域包括ケアシステムと本計画の施策の関係

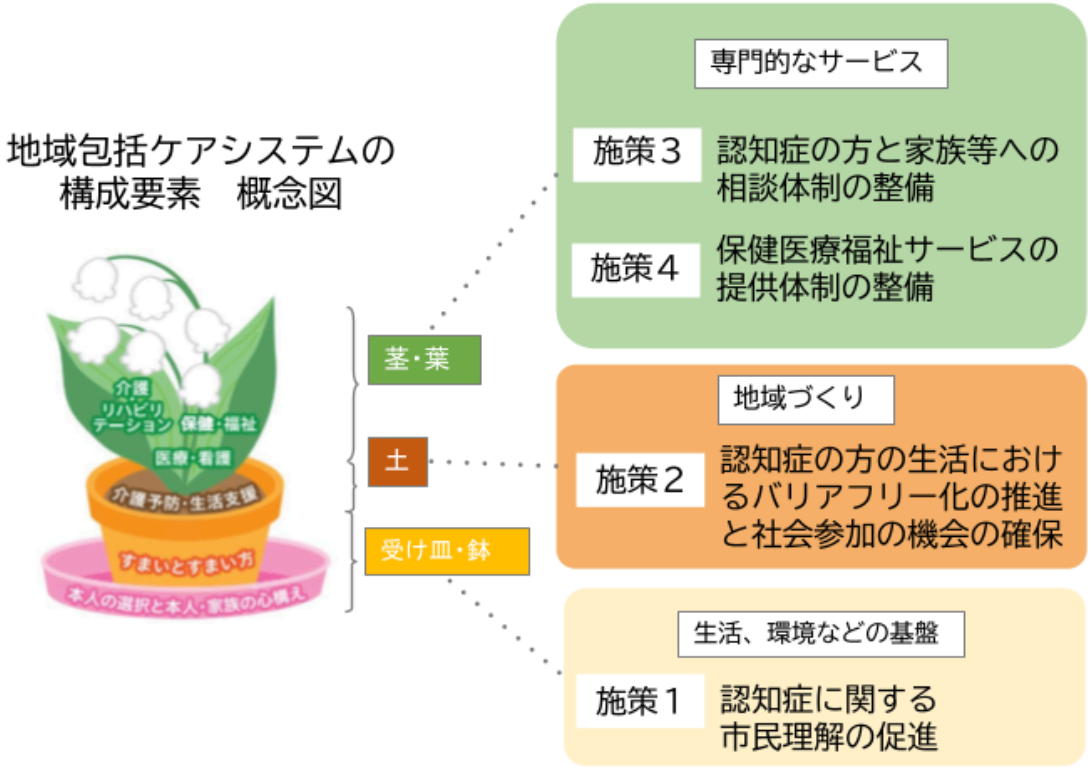

第４節　施策の展開

施策１　認知症に関する市民理解の促進

《現状と課題》

- 40歳以上の71.9%が認知症の症状や状態などの基本的な理解が「ある」としている一方で、認知症のご本人からは、認知症になったことを「知られたくない」という声も複数聞かれています。市民一人ひとりが認知症を自分事としてとらえ、「新しい認知症観」に立ち、理解することができるよう、普及啓発活動を推進する必要があります。

認知症の基本的な理解
（40歳以上）

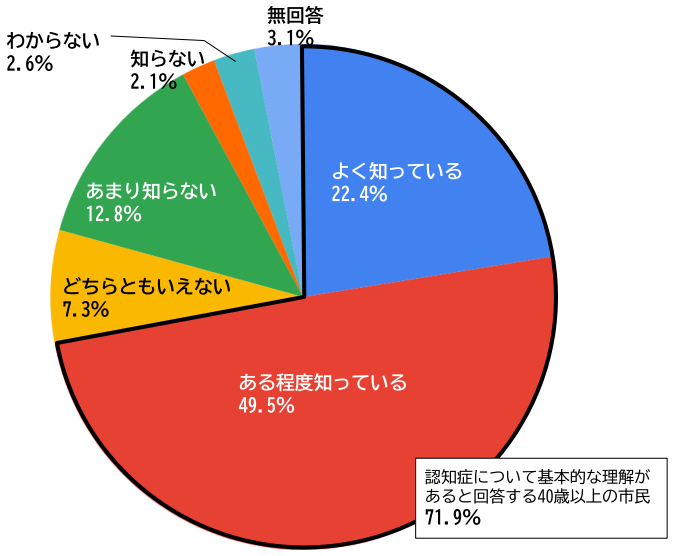

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」

認知症の方の声

不安な気持ち	・「馬鹿にされると悲しいし寂しい。」（80代女性） ・「認知症になったことを絶対に誰にも知られたくない。」（80代女性） ・「できなくなってしまったけど、あまりわーわー言わないで静かに接して欲しい。」（80代女性）
周囲に理解してほしいこと	・「頭がおかしくなってるのは自分でも分かるけど、体は元気。掃除でも洗濯でも何かやらせてください。」（80代女性） ・「認知症になったことを友達に伝えて、色々助けてもらっている。周囲に伝えて理解してもらうことが大事。」（50代女性）

《これまでの主な取組》

- 認知症の方と家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を推進
- 認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」の養成

《今後の取組の方向性》

- 認知症を自分事として捉え、認知症になってからも希望をもって暮らし続けられるという考え方を広げるために、民間企業や団体と連携した普及啓発を進めます。
- 認知症の方が日頃感じている思いや希望を市民に発信する活動を推進します。

主な取組

認知症サポーター養成講座の実施 〈再掲 視点３-施策５〉	保）介護保険課
認知症を理解し、認知症の方とその家族を地域で見守り支える「認知症サポーター」を養成します。	
認知症キャラバン・メイトの育成	保）介護保険課
「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成し、サポーター養成講座の実施につなげます。	
認知症に関する市民向け啓発の実施　【拡大・強化】	保）介護保険課
認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、できることやりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という認知症についての考え方を広げるとともに、認知機能の低下に早期に気づき、備えや相談につながることができるように、市民向け研修会や企業と連携したイベントの開催などによる普及啓発を行います。	
認知症の方の声を聞く取組　【新規】	保）介護保険課
本人ミーティングの開催や、様々な場面を通して認知症の方が日頃感じている思いや希望を聞く機会を設け、認知症の方の視点に立って、安心して暮らしやすい地域づくりに向けて、ともに考える取組を行い、認知症施策推進計画に活かします。	

その他関連する取組

ユニバーサル推進事業の実施 〈再掲 視点２-施策４〉	政）ユニバーサル推進室
チームオレンジの活動推進	保）介護保険課
心のバリアフリー推進事業の実施 〈再掲 視点２-施策４　視点３-施策５〉	保）障がい福祉課
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症等の理解促進	保）障がい福祉課

施策２　認知症の方の生活におけるバリアフリー化の推進と社会参加の機会の確保

《現状と課題》

- 認知症の方が偏見を持って見られる傾向があると考える人の割合は、65歳以上に比べて40歳以上64歳以下の方が約７％高い状況です。いずれもおよそ市民の４割が偏見を持たれる傾向にあると感じています。
- 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている高齢者の割合は、33.2%と低くなっています。
- 認知症の方が生活の中で、「できること、やりたいことがある」という意思が尊重され、社会参画への機会を支える仕組みづくりが必要です。

認知症の方が偏見を持って見られる傾向

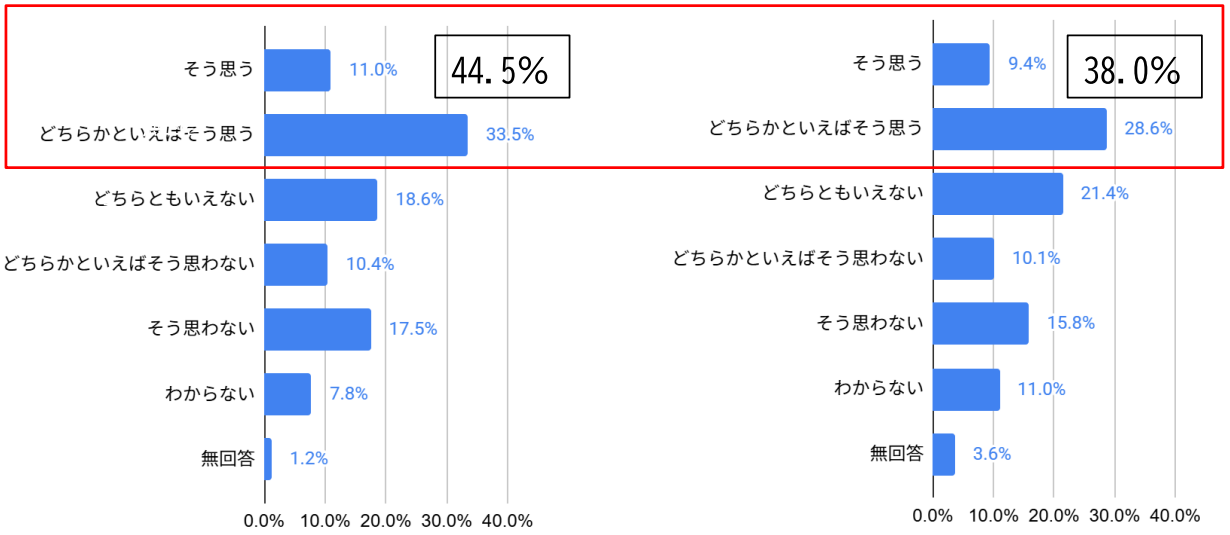

認知症の人が自分らしく暮らせると考えている高齢者の割合

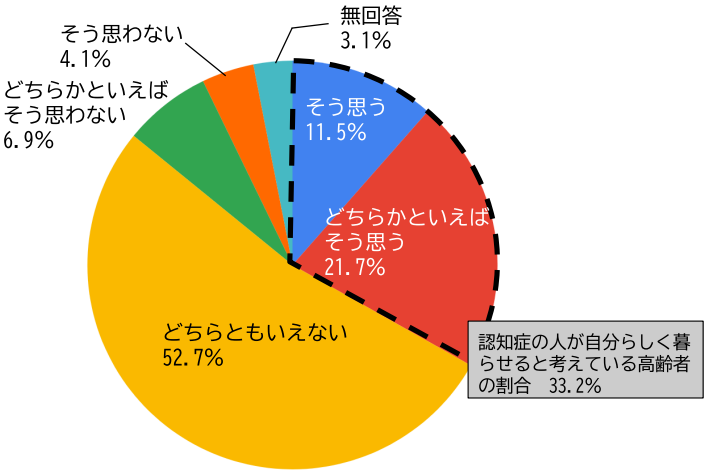

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」

認知症の方の声

自分らしく 暮らしたい	・「認知症の進行を抑え、他人や家族に迷惑をかけず、少しでも長く今の生活を維持したい。」（70代女性） ・「自分らしい活動を見つける場としてチームオレンジに通っている。」（70代男性）
社会参加の希望	・「短期記憶は消えていくけれど、昔のことは覚えているし、身体も動く。まだ役に立てることはある。」（60代男性） ・「週１回の集まりの参加を続けたい。」（80代男性） ・「診断されて失望的だったけれど、嘆いていられない。やりたいことにチャレンジできると思えるようになった。」（70代女性）

《これまでの主な取組》

- 認知症の方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためのバリアフリー化の推進や地域における見守り体制の整備

《今後の取組の方向性》

- 認知症の方のできること、やりたいことを地域で支援し、認知症の方の多様な社会参加の仕組みづくりを推進します。
- 認知症になっても安心して外出ができる地域づくりのため、市民が緩やかに見守る体制を支援します。
- 認知症の方が身近に利用するお店や事業所などと連携したまちづくりを推進します。

主な取組

チームオレンジの活動推進　【拡大・強化】
〈再掲 認知症施策推進計画-施策１〉
保）介護保険課

　認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりのため、認知症の方や家族と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの活動を推進します。

心のバリアフリー推進事業の実施
〈再掲 視点２-施策４　視点３-施策５ 認知症施策推進計画-施策１〉
保）障がい福祉課

　高齢者や障がいのある方の社会参加を促進するため、「心のバリアフリー」のさらなる普及啓発に向け、企業・市民向けの研修を実施します。

ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症等の理解促進
〈再掲 認知症施策推進計画-施策１〉
保）障がい福祉課

　難病や内部障がい、認知症などの外見上わかりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。
　また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク　【拡大・強化】
〈再掲 視点３-施策５〉
保）介護保険課

　認知症高齢者等が行方不明となった場合、警察と連携しながら、地下鉄などの公共交通機関や、タクシー会社、ラジオ放送局、郵便局などの協力を得て早期発見に努めます。また、捜索協力アプリによるデジタル技術を活用し、市民が日常の中で無理なく捜索協力できる仕組みを構築し、安全に外出できるまちづくりを進めます。

民間企業・団体等と共に進める認知症の方にもやさしいまちづくりの推進　【新規】
保）介護保険課

　認知症になっても安心して外出ができ、自分らしく地域で生活できるまちづくりを推進するため、認知症のことを正しく理解し、認知症の方や家族に対し、温かく対応していただけるお店・事業所を、「認知症の方にもやさしいお店・事業所」として登録する事業を実施するなど、民間企業・団体等と共にまちづくりを推進します。

その他関連する取組

認知症サポーター養成講座の実施 〈再掲 視点３-施策５ 認知症施策推進計画-施策１〉	保）介護保険課
認知症に関する市民向け啓発の実施 〈再掲 認知症施策推進計画-施策１〉	保）介護保険課
認知症の方の声を聞く取組 〈再掲 認知症施策推進計画-施策１〉	保）介護保険課

施策３　認知症の方と家族等への相談体制の整備

《現状と課題》

- 認知症の方は診断後に不安や戸惑いを感じており、認知症の方を介護する家族介護者は特に家族負担を感じることが多い傾向にあります。
- 相談先が分からず、孤立している認知症の方や家族もおり、個々の状態に応じて必要な相談・支援につながるための体制整備の強化を図る必要があります。

家族介護者の負担感

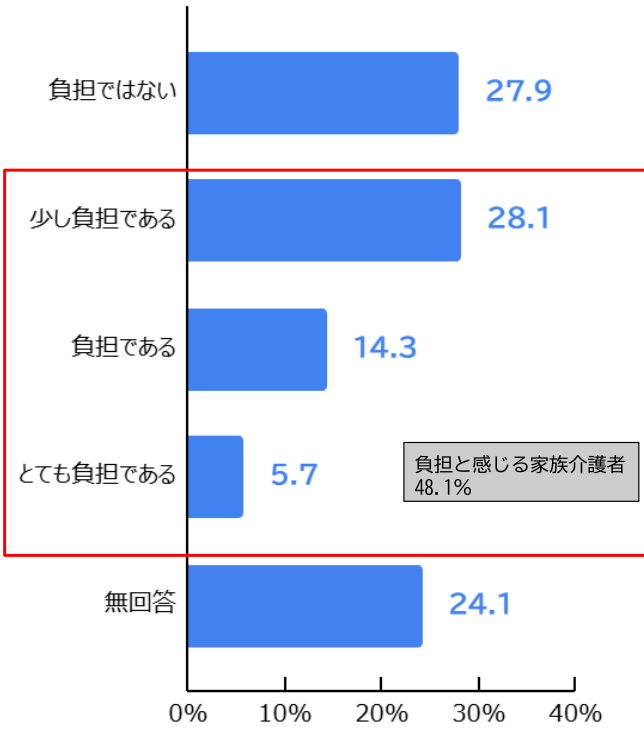

（認知症の方の）
家族介護者の負担感

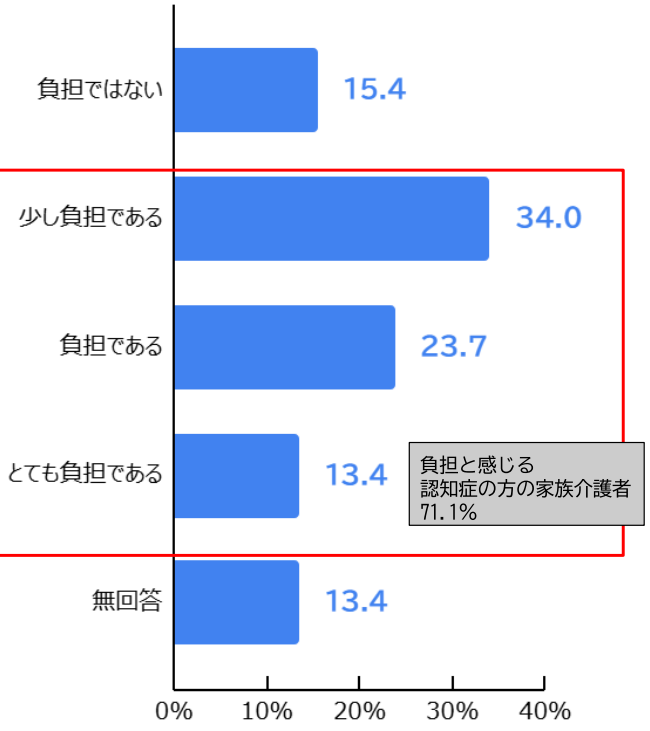

認知症の相談先の認知度
（65歳以上）

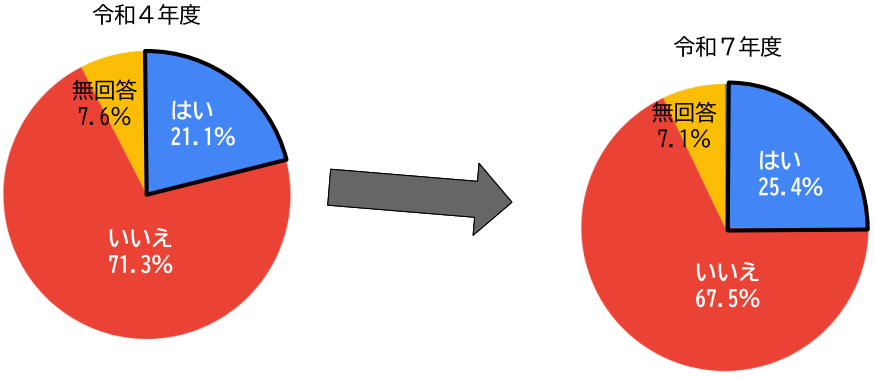

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」
「要介護（支援）認定者意向調査（令和７年度（2025年度））」

認知症の方と家族の声

早期受診の大切さ	・「病院受診を進めてくれる人がいたから、早く受診して治療ができて、進行をゆっくりにできた。」　（80代男性）
診断されたときの思い	・「診断を受けたときはすごくショック。」（80代女性） ・「診断された時はずっと泣いていた。」（50代女性）
家族の負担	・「相談先を知らず、初期の段階で道に迷うリスクを知らなかった。」（家族） ・「周囲のサポートを受けることが大事。」（家族）

《これまでの主な取組》

- 認知症になっても住み慣れた地域で在宅生活を続けられる環境の整備と家族介護者を含めた早期からの相談・支援体制の整備

《今後の取組の方向性》

- 認知機能の低下に早期に気づき、適切な相談・支援につながるような体制整備を進めます。
- 個々の認知症の方や家族の状況に応じて、公的相談機関やかかりつけ医、介護サービス事業所、インフォーマルな交流の場における連携・協働を促し、認知症の方と家族が相談しやすい体制を整備します。

主な取組

認知症に関する市民向け啓発の実施　【拡大・強化】
〈再掲 認知症施策推進計画-施策１ 施策２〉
保）介護保険課

　認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、できることやりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という認知症についての考え方を広げるとともに、認知機能の低下に早期に気づき、備えや相談につながることができるように、市民向け研修会や企業と連携したイベントの開催などによる普及啓発を行います。

チームオレンジの活動推進
〈再掲 認知症施策推進計画-施策２〉
保）介護保険課

　認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりのため、認知症の方や家族と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの活動を推進します。

認知症カフェの支援
保）介護保険課

　認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が集い、気軽に交流や相談ができる認知症カフェの市民周知を図るとともに、認知症カフェの活動状況に応じた支援について検討します。

地域包括支援センターの運営
〈再掲 視点２-施策３　視点３-施策５〉
保）介護保険課

　市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。
　また、複雑化、多様化する高齢者の課題に対応するため、フレイル改善マネジャー及びオレンジコーディネーターの取組を推進するとともに、専門職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を目指します。

札幌市認知症ガイドブックの活用
保）介護保険課

　認知症になる前の備えや、認知症と診断された後も適切な相談や支援につながり、認知症になっても安心して暮らし続けられる道標となるような情報を掲載した「札幌市認知症ガイドブック」を配布します。

若年性認知症の人と家族への支援の手引きの活用
保）介護保険課

　若年性認知症の方と家族の方が、就労の継続や経済的な問題など、若年期特有の課題へ対処する手助けとなる「若年性認知症の人と家族への支援の手引き」を配布します。

成年後見制度の利用支援　保）介護保険課

本人に身寄りがない認知症高齢者等が成年後見制度を利用する場合には、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないように、本人・親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

成年後見制度における中核機関の運営　保）地域福祉・生活支援課

判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利を守るため、親族等が家庭裁判所に申立てを行い、選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や施設の利用契約等の法律行為を行う「成年後見制度」の利用促進を図るための中核機関として、成年後見推進センターを運営します。

推進センターでは、成年後見制度に関する関係団体と連携を図りながら、広報・啓発活動や制度利用に関する相談対応に取り組みます。

日常生活自立支援事業の実施　保）地域福祉・生活支援課

判断能力が十分ではない認知症高齢者等に対して福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを行います。

家族介護者支援　保）介護保険課

在宅で認知症の方を介護している介護者等を対象に、介護や家事に関する知識や技術の提供を図るとともに、参加者同士の悩みや情報交換による交流の場を設けるなどの支援を行います。

認知症初期集中支援の実施　保）介護保険課

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、適切な医療・介護サービスにつながっていない認知症高齢者等を対象に、認知症サポート医、医療職、介護職で構成される「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた地域の支援体制を推進します。

また、支援状況を検証し、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を推進します。

認知症コールセンターの運営
〈再掲 視点３-施策５〉　保）介護保険課

介護支援専門員や認知症介護従事者等の専門職が、専用電話により認知症に関するさまざまな相談対応や情報提供などを行うとともに、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。また、認知症の相談窓口であることを広く周知していきます。

その他関連する取組

精神保健福祉センターにおける相談支援の実施 〈再掲 視点３-施策５〉	保）精神保健福祉センター
高齢者虐待防止の取組 〈再掲 視点３-施策５〉	保）介護保険課
認知症高齢者等SOSネットワーク 〈再掲 視点３-施策５ 認知症施策推進計画-施策２〉	保）介護保険課
認知症高齢者等身元確認シールの配付	保）介護保険課

施策４　保健医療福祉サービスの提供体制の整備

《現状と課題》

- 認知症の相談先として医療機関をあげる人も多く、診断から進行段階まで、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを切れ目なく提供できる支援体制の整備と、医療・介護従事者の認知症対応力の質の向上を図る必要があります。

認知症の相談先

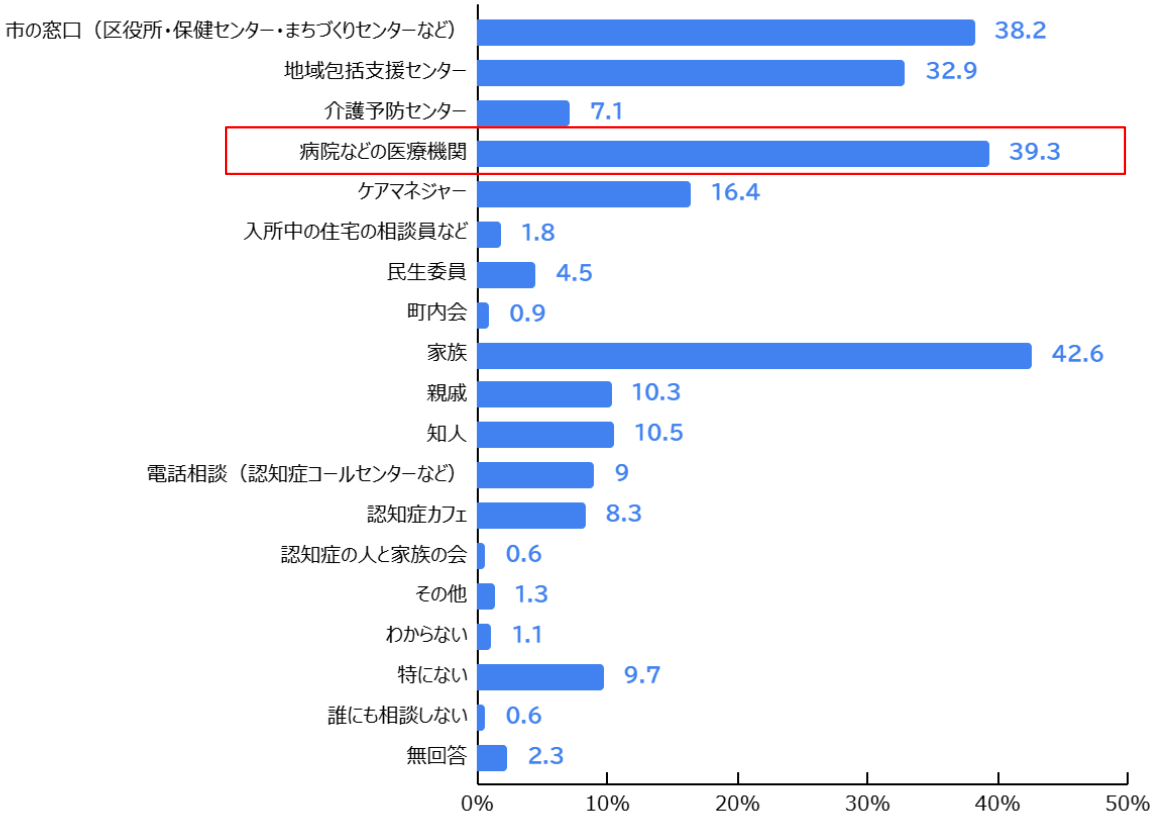

資料：札幌市保健福祉局「高齢社会に関する意識調査（令和７年度（2025年度））」

認知症の方の声

支援者に理解して欲しいこと	・「過度な関わりはして欲しくない。」　（80代女性） ・「混乱時、心配でいっぱいで多動になってしまうことを理解して欲しい。」（100歳代）
困りごと	・「日にちの感覚や道が分からなくなってきているけど、付き添いがいればなじみの場所に通い続けられそう。」（70代女性） ・「忘れないように頑張ろうと思うけど忘れることがある。」（80代女性） ・「話しを聞いて欲しい。気になることをできるだけすぐに解消して欲しい。」（80代女性）

《これまでの主な取組》

- 個々の認知症の方の状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築や、必要なサービスの整備

《今後の取組の方向性》

- 認知症の方の自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健・医療・福祉サービスを適切にかつ切れ目なく利用できるように連携体制の整備と人材育成を進めます。

主な取組

認知症疾患医療センターの運営と認知症医療・支援体制の充実　【拡大・強化】　保）介護保険課

　増加が見込まれる認知症の方に対して、進行に応じた良質かつ適切な保健医療を等しく提供するために、認知症疾患医療センターを設置し、かかりつけ医、専門医療機関、認知症サポート医と介護関係機関との連携を強化するとともに、切れ目のない認知症医療・支援体制の充実を図ります。

認知症支援事業推進委員会の開催　保）介護保険課
〈再掲 視点３-施策５〉

　認知症専門医をはじめとする医療・介護の関係者や家族会などで構成する認知症支援事業推進委員会の開催等を通して、多職種のネットワークによる認知症施策の推進を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業の実施　保）介護保険課
〈再掲 視点３-施策５〉

　医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医師会等の関係機関と連携しながら、多職種協働による研修や協議の場等を設け、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

在宅医療・介護連携推進事業に関する相談窓口の運営　保）介護保険課

　在宅医療と在宅介護の連携や認知症の早期診断等に資する情報提供や助言等を行うため、医療機関及び介護サービス事業者を対象とした在宅医療・介護連携に関する相談窓口「在宅医療・介護・認知症サポートセンター」を設置します。

地域共生医療推進事業の実施　【拡大・強化】　保）医療政策課
〈再掲 視点３-施策５〉

　高齢者増による在宅医療需要の増加が見込まれる中、誰もが住み慣れた地域で「もれ」「きれめ」なく安心して療養できる在宅医療体制を整備するため、急変時や看取り等に24時間対応可能な診療体制の整備や在宅医療人材の育成、看護や介護、リハビリ等の多職種連携体制の強化等を行います。

さっぽろ医療計画推進事業の実施　保）医療政策課
〈再掲 視点３-施策５〉

　高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中でも、安心して暮らせる医療提供体制を確保するために、さっぽろ医療計画2024の推進・進捗管理を行い、また、医療に関する情報発信を行います。

認知症地域支援推進事業の実施　保）介護保険課

各区に配置されている認知症地域支援推進員が中心となり、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、地域の実状にあった効果的な認知症施策を推進します。

かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施
〈再掲 視点３-施策５〉　保）介護保険課

認知症サポート医を講師として、地域の医師を対象に、認知症の診断技術や相談支援に関する研修を実施することにより、かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、認知症の方やその家族の相談に対応し、必要に応じて専門医を紹介できる体制を目指します。

認知症サポート医の養成　保）介護保険課

認知症の方の診療に習熟した認知症サポート医を養成し、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の企画・立案や、かかりつけ医への助言を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役を担います。

また、認知症サポート医会議を開催し、認知症サポート医等の資質向上に資する研修や、地域医療のネットワーク構築を推進するための意見交換会等を実施します。

さらに、認知症施策推進事業への参画を図るなど、地域における認知症の方への支援体制の構築に向けた活動を推進します。

若年性認知症従事者向け研修会の実施　保）介護保険課

介護従事者などを対象に、若年性認知症の特性やケアに関する研修を実施し、正しい知識・技術によるケアの質の向上を図ります。

認知症介護実践者等の養成及び認知症介護指導者の育成　保）介護保険課

介護保険施設・事業所等の職員を対象に、認知症高齢者の介護に関する基礎研修、実践者研修及びリーダー研修を体系的に実施し、認知症介護技術を高め、認知症の方への介護サービスの質の向上を図ります。また、認知症介護実践研修などの企画・立案、講師役を担う人材や、地域における認知症介護の質の向上のための指導的立場となる人材の育成を行います。

認知症サポート医・かかりつけ医フォローアップ研修の実施
〈再掲 視点３-施策５〉　保）介護保険課

認知症サポート医やかかりつけ医に加え、行政職員や地域包括支援センター職員等が参加する研修会を実施することにより、認知症支援に係る多職種のネットワークづくりを行います。

地域包括支援センターの運営
〈再掲 視点２-施策３　視点３-施策５　認知症施策推進計画-施策３〉
保）介護保険課

市内27か所の地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として、高齢者の総合相談や権利擁護、ケアマネジャー支援をはじめとした地域の支援体制づくり、介護予防のための必要な援助などを行います。

また、複雑化、多様化する高齢者の課題に対応するため、フレイル改善マネジャー及びオレンジコーディネーターの取組を推進するとともに、専門職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を目指します。

地域ケア会議の推進
〈再掲 視点２-施策３・施策４　視点３-施策５〉
保）介護保険課

地域包括支援センター、介護予防センター、市・区役所が実施主体となり、個別、地区、区、市のレベルごとに地域ケア会議を実施し、相互の会議を有機的につなげ、医療・介護等の多職種協働により高齢者個人への支援の充実を図ります。

また、専門職のアドバイザーの派遣を通じて、多角的視点での検討を行うことにより、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を進めるとともに、地域のニーズや不足する社会資源を把握・共有し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながるよう、地域ケア会議の実施を推進します。

認知症グループホームの整備
〈再掲 視点１-施策１〉
保）介護保険課

認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護)は認知症の状態にある要支援２または要介護１～５の方が共同生活を営むための住居であり、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事等の介護や、機能訓練などを行います。前計画において130人分(定員総数4,754人)を整備しており、令和11年度(2029年度)までにさらに定員198人分を整備します。

また、認知症グループホームの新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費や建物整備等の補助を行います。

新規開設の認知症グループホームに併設して整備される（看護）小規模多機能型居宅介護についても補助対象とします。

介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施
〈再掲 視点１-施策１〉
保）介護保険課

特別養護老人ホーム等の、新規開設や増床を行う整備事業者に対し、国・道による基金を活用して備品購入費等の補助を行います。

事業者情報の公表の促進
〈再掲 視点３-施策７〉
保）介護保険課

介護サービス事業者に対して、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所または施設の運営状況に関する情報を公表させることで、利用者が適切なサービスを選択しやすい環境づくりに努めます。

認知症グループホームの外部評価結果の公表の促進
〈再掲 視点３-施策７〉
保）介護保険課

認知症グループホームでは、サービス内容に関し、各事業者が自己評価を行ったうえで都道府県が定める外部の評価機関や運営推進会議による外部評価を受けることが義務付けられています。札幌市では、認知症グループホームに対し、定期的に外部評価を受けてその結果を積極的に公表するよう指導するほか、評価結果で判明した問題点の改善状況の確認・指導を行います。

《認知症施策推進計画の成果指標》

認知症施策推進計画では次の指標における目標達成に向けて、施策１～４の取組を進め、高齢者支援計画2027の基本理念「住み慣れた地域で ともに支え合い 希望と生きがいを持って 自分らしく 暮らし続けることができるまち」を目指していきます。

指標設定の考え方	指標	令和７年度（2025年度）現状値	令和10年度（2028年度）目標値
認知症の基本的な理解の状況を示す指標	認知症について基本的な理解のある40歳以上の市民の割合	72.0%	75.5%
認知症の共生社会の推進を評価する指標	認知症の人が自分らしく暮らせると考えている高齢者の割合	33.2%	36.5%
認知症の相談先の認知度を示す指標	認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合	25.4%	28.9%
医療との連携に対する介護支援専門員の意識を示す指標〈再掲　視点３〉	医療との連携に対して困難や不安を感じていない介護支援専門員の割合	75.2%	77.6%

認知症とともに生きる、私たちの声



札幌市では、認知症の方の声を起点に認知症施策を推進するため、認知症の方から声を集めました。

【テーマ】『認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりに向けて必要だと思うこと』



【募集期間】令和７年11月～令和８年３月

【集まった声の数】250件

【集約方法】：認知症の方当事者の集まりを開催して聞き取ったり、介護支援専門員・地域包括支援センター・認知症カフェなどの支援者に依頼し、何気ない日常の会話から声を集めていただきました。※以下一部をご紹介します

市民の皆様へ、私たちが伝えたいこと

※直筆メッセージも集めました

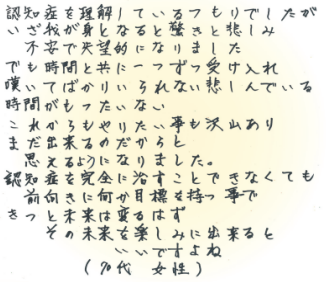

特別扱いせず、普通に接してほしい

- *認知症になっても**私はわたし。***
- *忘れることは不安で仕方がない、一人でいるととにかく不安。でも**特別視せずに過度な関わりはしないでほしい。***
- *「今さっきの事すら忘れてしまうことや前には人の役に立てる自分だったのに、人に迷惑をかけることが増えている。そんな生活に落ち込む日も多いが、家族や親戚と他愛のない話をしたり、時にはバカ話をすることですっかり元気になっている自分に気が付く時がある。**本当にありがたい、すごく幸せなんだと感じています。***



「できないこと」ではなく、「できること」を見てほしい

- *認知症になったからといって、**最初から何もできなくなるわけではない。***
- *時間はかかるけど、**待ってくれたら自分でできることはたくさんあります。***

さりげないやさしさと声かけが暮らしやすい社会に

- *バスに乗り間違え途中下車したが、丁寧な対応をしてくれた運転手さん。その後タクシーを探し、コンビニでお願いするが番号がないと呼べないと断られ、迷っていたときに聞いた学生が一緒に連れて行ってくれた。**どこでも助けのある社会であってほしい。***

私たち市民一人ひとりが「自分ごと」として考え、認知症を正しく理解し、思いやりのある行動をとることが、認知症とともに生きるやさしいまちづくりへの第一歩です。

※文体を統一する観点から、趣旨を損なわない範囲で一部文言修正を行っています。

札幌市認知症ガイドブック

誰もが認知症になる時代。すべての方が、心身ともにお元気なうちから、認知症について正しく学び、認知症になってからも自分らしくよりよく暮らし続けるための手引きとしてまとめたものです。

作成にあたっては、認知症の方のインタビュー記事を掲載したり、ご本人にご意見を聞きながら、一緒に作成したものです。

